

農業集落排水施設再編計画作成の手引き（案）

平成 28 年 8 月

農林水産省農村振興局整備部地域整備課

目 次

第1章 総論

1-1 再編計画の目的	1
1-2 手引きの適用範囲	2
1-3 再編計画の検討手順	3
1-4 再編計画の検討対象期間	4

第2章 再編計画の策定

2-1 汚水処理の現状把握	5
2-2 検討条件の設定	10
2-3 再編検討範囲の概定	13
2-4 施設統合の検討	16
2-5 資源循環促進計画の見直し	23
2-6 維持管理手法の検討	24

第3章 施設再編の実施に向けた財産の取扱い等

3-1 再編方法に合わせた財産の取扱い	25
3-2 財産処分 of 取扱い	26

参考資料

(参考1) 農業集落排水施設の統合等について	27
(参考2) 再編計画参考例・記載例	36
(参考3) 長期利用財産処分報告書の記載事例	41
(参考4) 統合等の実施事例	59
〃 (農業集落排水施設同士の統合)	
〃 (公共下水道への接続)	

第1章 総論

1-1 再編計画の目的

人口減少や厳しい財政状況の中、持続的な污水处理システムを構築していくためには、各市町村において、農業集落排水施設の個別施設計画（最適整備構想）を策定するとともに、施設の集約化に向けた計画（以下、「再編計画」という。）の検討を行っていくことが必要である。

【解 説】

農業集落排水施設は、農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の污水处理システムであり、農村地域の生活環境の確保を図るとともに、処理水の再利用や発生汚泥の農地還元を通じた水資源・有機資源のリサイクルを推進してきたところである。農業集落排水事業は、昭和48年にモデル事業のメニューとして発足以来、全国の農村部を中心に整備を進めてきたところであり、平成26年度末時点で、全国約900市町村で約5,100施設が供用されている。

しかしながら、近年、人口減少等から施設の効率的な運営が困難となっている現状を踏まえ、農業集落排水施設について、老朽化した施設の更新時に統合等を考慮することにより、ストック（施設）の適正化を図ることで、維持管理の軽減等を実現し、効率的な運営管理を目指す必要がある。

このため、平成28年度から平成32年度を計画期間とする新たな土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）において、農業集落排水施設の集約・再編、下水道施設への編入などを通じたストックの適正化に取り組むこととし、その成果目標である重要業績指標として、「農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数」を設定したところである。

再編計画の検討に当たっては、人口減少等を踏まえ、将来の人口予測に基づくとともに、施設の更新費用、接続費用、維持管理費用を考慮した経済比較を基に検討するのが基本であるが、再生水の利用や汚泥の農地還元等の農業集落排水施設の特性と地域への役割を踏まえつつ、農業集落排水施設同士の統合のみならず、下水道やコミュニティプラント等の他の污水处理施設の位置、処理能力、稼働状況等を把握した上で、下水道への接続やコミュニティプラント地区の繋ぎ込みも含めた幅広い検討が必要である。また、市町村における定住化や移住促進に向けた各種の振興施策や機能の集約化等の計画についても反映させていくことも必要である。

また、再編計画の策定に当たっては、施設に関する計画を検討するだけでなく、効率的な施設利用の方法や災害時の対応等の維持管理方法についても検討する必要がある。

1-2 手引きの適用範囲

本手引きは、市町村が最適整備構想等を策定する際において、農業集落排水施設の統合等の再編計画の検討を行う場合に活用する。

【解説】

本手引きは、市町村が農業集落排水施設の個別施設計画である最適整備構想を策定（最適整備構想の見直しを含む）するに当たり、農業集落排水施設の統合等の再編計画を検討する際に参考となる標準的な検討手法、手順、留意点等を取りまとめたものである。

再編計画の検討にあたっては、市町村が主体となり、地域住民の意向や下水道等の污水处理施設の担当部局との調整を図りながら、本手引きを参考に作業を進めるものとする。

また本手引きは、「土地改良事業計画指針「農村環境整備」第3章農業集落排水施設（平成18年11月）」、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」、「農業集落排水施設の更新整備に関する技術指針（平成27年3月）」及び全国的な平均値より算定した基礎的な数値等や統合地区の事例に基づき作成しているが、再編計画の検討にあたっては、可能な限り地域の実情に応じた数値の使用や条件設定を行うことが望ましい。

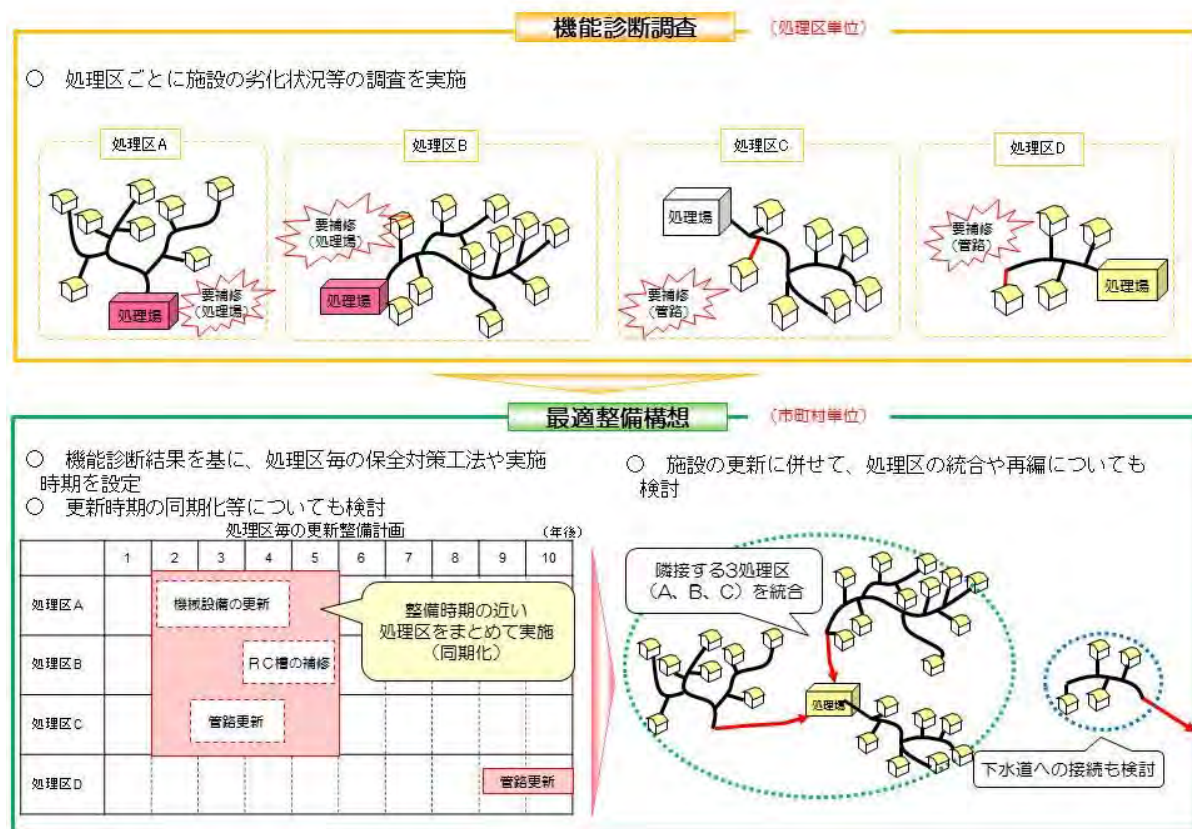


図1-1 機能診断調査及び最適整備構想イメージ

1-3 再編計画の検討手順

再編計画については、以下の項目の調査及び検討作業を行い、別添（参考2）の参考例・記載例を基に取りまとめ、最適整備構想に反映させる。

- (1) 汚水処理の現状把握
- (2) 検討条件の設定
- (3) 再編検討範囲の概定
- (4) 施設統合の検討
- (5) 資源循環促進計画の見直し
- (6) 維持管理手法の検討

【解説】

(1)～(6)の調査、検討作業を以下に示す。具体的内容については第2章に記載する。

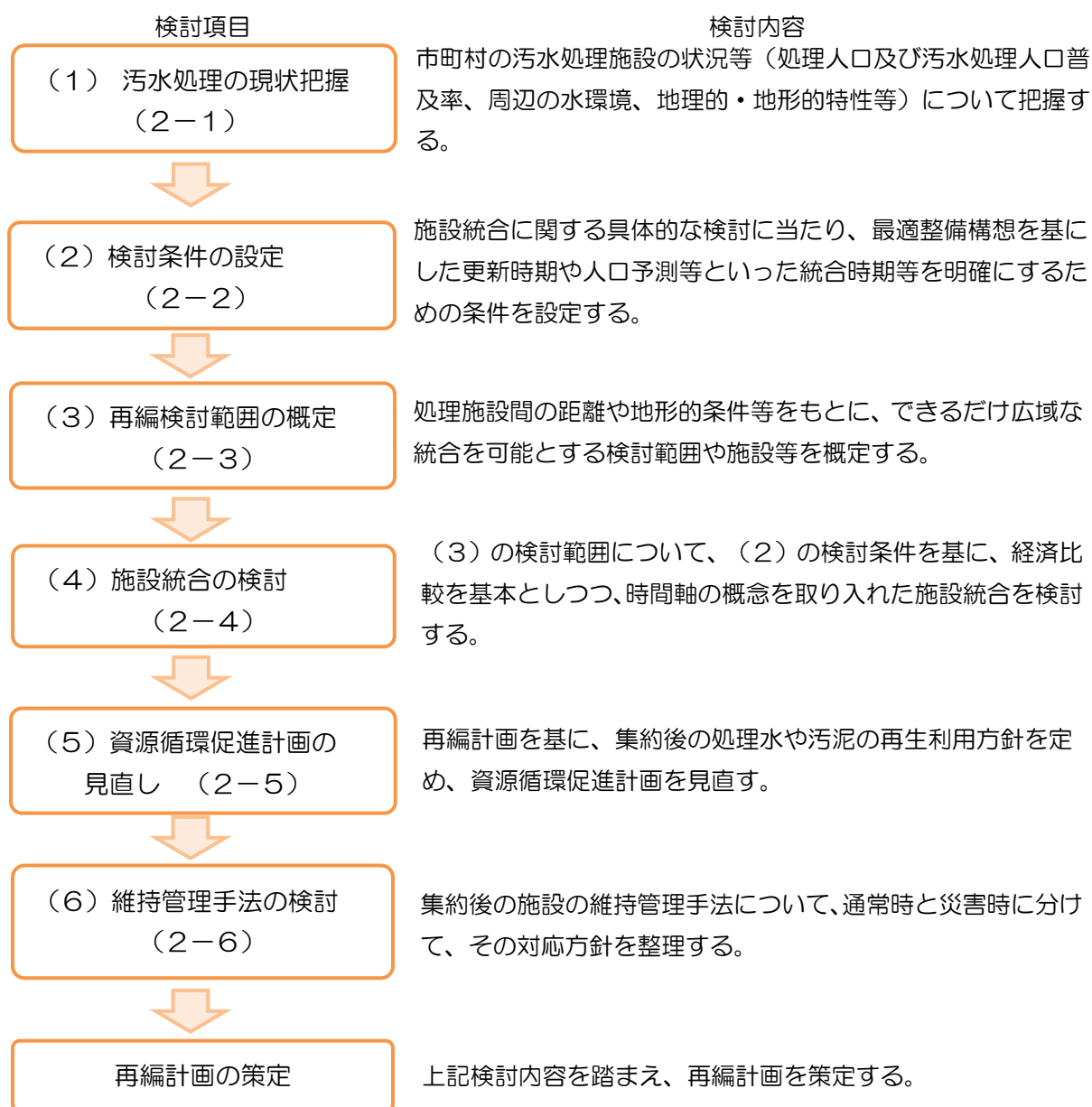


図1-2 再編計画の検討フロー図

1－4 再編計画の検討対象期間

再編計画の検討対象期間については、概ね20～40年後までの範囲で、市町村の人口動態を踏まえて設定する。

【解 説】

再編計画の検討対象期間については、最適整備構想の検討対象期間である40年を基に、人口減少等により将来フレームが過大とならないよう、従来の考え方にとらわれることなく柔軟に設定することが望ましい。なお、対象期間を検討する際には、市町村全体の污水处理施設の運営管理（経営計画等）に多大な影響を及ぼすことから、市町村の人口動向を踏まえた上で、概ね20～40年後までの範囲で設定することとする。

第2章 再編計画の策定

2-1 汚水処理の現状把握

再編計画の策定に当たっては、農業集落排水施設を含む市町村の汚水処理施設の現状について、以下の項目のとおり整理を行う。

- (1) 汚水処理施設（農業集落排水施設等）の整備状況
- (2) 水環境の把握等
- (3) 地理的・地形的特性
- (4) 汚水処理施設整備図の作成
- (5) 汚泥の再生利用状況の把握
- (6) 維持管理状況の把握

【解説】

- (1) 汚水処理施設（農業集落排水施設等）の整備状況

再編計画の策定に当たっては、農業集落排水施設の整備状況の他、下水道等他の污水处理施設も含めた污水处理人口、污水处理人口普及率、未整備人口等も整理する必要がある。

また、市町村内の未整備地域の整備予定についても把握しておく必要がある。

表 2-1 污水处理人口普及率等（平成〇〇年度末時点）

項目			数値(人)	備考
① 総人口				
② 汚水処理人口				汚水処理人口普及率(②/①)=〇〇%
	下水道	〇地区	……	
	農業集落排水施設	〇地区	……	
	コミュニティプラント	〇地区	……	
	浄化槽	〇戸	……	
③ 未整備人口(①－②)				〇〇地区(集落)は、下水道で整備、その他は浄化槽で整備予定

表 2-2 農業集落排水施設の整備状況

[illegible]

(2) 水環境の把握等

農業集落排水施設から排出される処理水は、一般的には河川や用排水路に放流されていることから、施設の統合等を行うことにより、地域内の処理水が集約され、放流量が増加する場合がある。一般的に処理水の水量は、河川流量に対して少量であるため、水質汚濁防止法等の関係法令に定められた基準を満足していれば問題ないが、流量が少ない小河川や用水路等に放流される場合には、水質等に悪影響を及ぼす可能性が懸念される。このため、市町村における排水基準等と現況の処理水の水質について整理するとともに、特に配慮が必要な河川や湖沼等について把握しておく必要がある。

○土地改良事業計画指針「農村環境整備」第3章 農業集落排水施設

3.3.1 対象とする污水及び放流目標水質

農業集落排水施設の対象とする污水は、原則として農業集落で発生するし尿及び生活雑排水等とし、有害物質は含めないものとする。

放流目標水質は、BOD20mg/ℓ以下、SS50mg/ℓ以下とするが、可能な限りBOD15mg/ℓ以下、SS30mg/ℓ以下に設定することに努めるものとし、関係法令及び条例等に基づき、放流先水域の水質と水利用の目的等を勘案して決定するものとする。

表 2－3 放流水の水質（現況）

地区名	水 質									
	基準値					測定値				
	SS	BOD	COD	T-N	T-P	SS	BOD	COD	T-N	T-P
〇〇地区										

【参考事例】滋賀県における水質基準

根 拠 法 令 等	PH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	備 考
水質汚濁防止法（一律）	5.8～ 8.6	120	120	150	60	8	排水量 50m3/日以上
（県上乘せ基準）	6.0～ 8.5	20	20	60	20	5	排水量 10m3/日以上
富栄養化防止条例					20	5	排水量 10m3/日以上
農業集落排水計画指針		20		50			
農政水産部独自基準						1	条件該当地区のみ
滋賀県 農業集落排水事業	6.0～ 8.5	20	20	50	20	5or1	

(3) 地理的・地形的特性

施設の統合を検討するに当たり、施設間の距離や、河川・山地・森林等の位置や大きさ等は、污水处理施設のあり方を総合的に検討する際の重要な要素である。このため、これらの地理的・地形的特性を踏まえ、市町村における污水处理の範囲や施設の位置を示した污水处理施設配置図を作成する必要がある。

地理的・地形的特性とその影響

- 処理施設間の距離 ⇒ 接続管路の延長に影響
- 山地や森林等 ⇒ 接続管路のルート選定に影響
- 地形（高低差） ⇒ 中継ポンプの必要性や揚程に影響
- 河川や道路 ⇒ 横断工の工事費に影響

(4) 污水处理施設整備図の作成

污水处理施設整備図の作成に当たっては、下水道等を含む污水处理施設の処理場の位置、処理場名、対象人口を記載するとともに管路の路線や中継ポンプの位置関係についても示す必要がある。

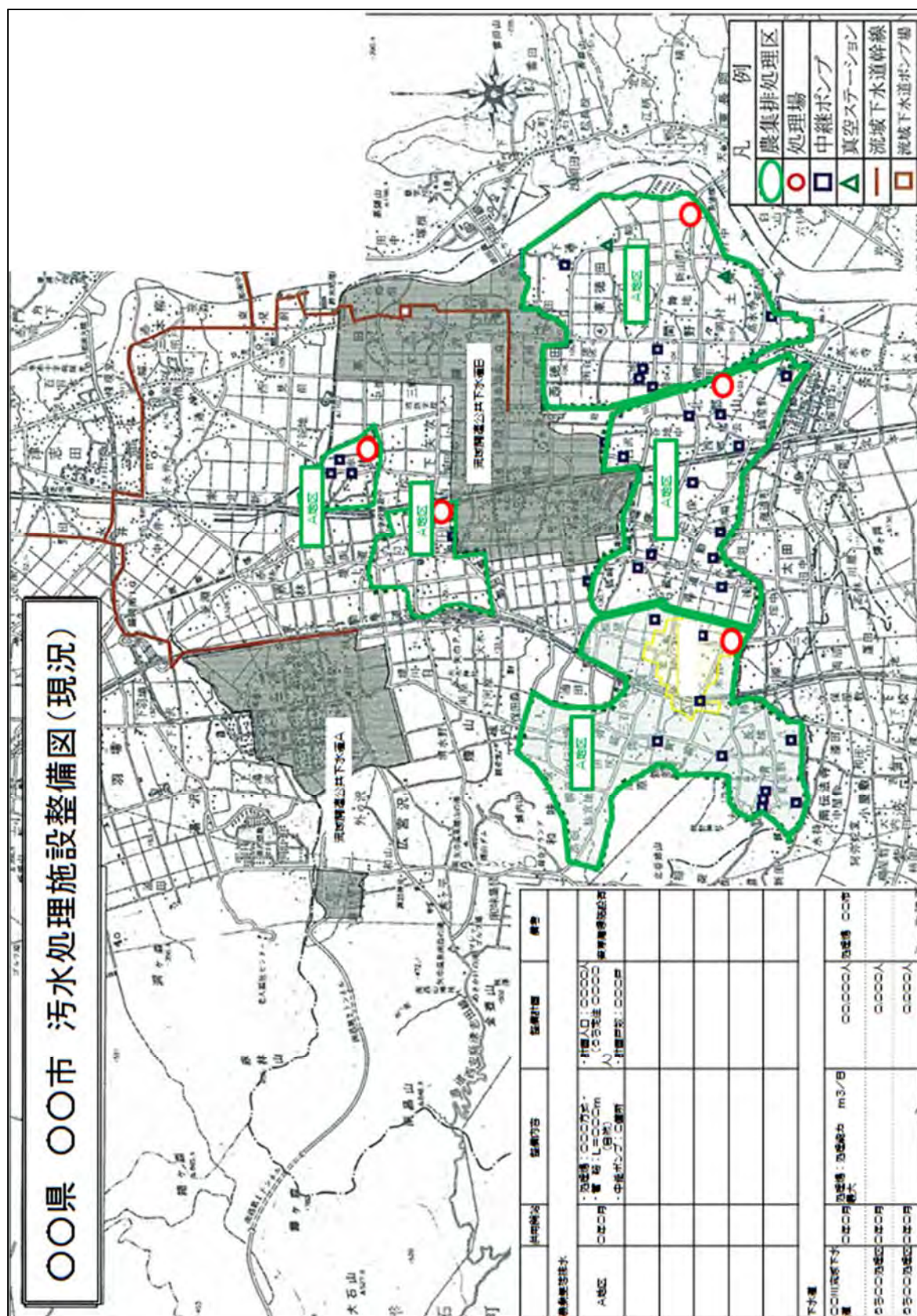


図 2-1 污水处理施設整備図

(5) 汚泥の再生利用状況の把握

農業集落排水事業では、資源循環促進計画を作成し汚泥の農地還元等の再生利用を推進している。このため、再編計画の検討に当たっては、統合先の資源循環施設の有無や汚泥の再生利用状況を把握しておく必要がある。なお、統合先が他の汚泥処理施設で汚泥を処理している場合は、その位置や距離等を勘案しつつ検討を進める必要がある。

表 2－4 汚泥の利活用状況（現況）

地区名	発生量(m3)	再資源化仕向量	利用状況
〇〇地区			資源循環施設(コンポスト化施設)で処理し、農家に無料配布
			〇〇地区に搬送して処理

(6) 維持管理状況の把握

施設の再編を検討するに当たっては、建設費と維持管理費を合わせた年経費を基本として経済比較を行っていく必要がある。このため、施設毎の収支状況や使用料単価などの基本的な情報を整理し、統合後の施設運営を検討していく必要がある。

表 2－5 施設の維持管理状況（現況）

地区名	資本費 (償還額/年)	維持管理費(円/年)①	計②	料金収入 (円/年)③	③/②	③/①	参考(単価)
〇〇地区					%	%	円/20m3・月

再編計画の検討に当たっては、その時期や対象を明確にするため以下の項目についての条件を確認しておく必要がある。

- 【解説】

施設再編は、将来の人口予測を基に検討することが必要であるが、一方で、現況で提供している污水处理サービスを継続する必要があることから、現時点の各施設の諸元を整理するとともに、現状における接続人口や汚水量について把握しておく必要がある。

特に近年は、生活形態の変化や節水型家電の普及等により汚水量原単位が減少傾向にあることから、実態の接続人口と汚水量に基づいた汚水量原単位を把握しておく必要がある。

[illegible]

(2) 最適整備構想を基にした更新時期

最適整備構想の策定に当たっては、機能診断調査を実施した結果に基づき、施設毎の機能保全対策とその実施時期を定めることとなっており、この結果を基に、統合時期の目安となる更新整備の時期を設定する。

なお、統合時期は、複数の施設の更新整備の時期や人口予測を基に決定することとなる。

表 2-7 地区・施設毎の更新予定時期と整備内容

地区名	施設区分	更新(補修)予定時期	整備内容	事業費	備考
〇〇地区	処理場	H〇年~〇年に補修	防食対策、機械設備の更新		
	管路	当面予定無し			更新は 年に予定
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				

(参考 1) 最適整備構想概要

処理区名: 〇〇		年次計画及び年割り額					(百万円)
改築内容		H〇	H〇		H〇	H〇	計
管路施設	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
真空施設	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
汚水処理施設 (コンクリート)	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
汚水処理施設 (設備)	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
計							

(3) 処理区毎の人口予測

将来人口は、施設規模（能力）や建設費等を決定する上で重要な要素である。人口減少等により、汚水量の減少等に伴う施設の稼働効率の低下や使用料の減収に伴う経営の圧迫等の様々な影響が考えられる。

このため、再編計画の策定に当たっては、処理区単位を基本として、年齢構成や人口動向等の調査に基づき、適切な将来人口推計値を用いることが望ましい。なお、将来の人口予測について、既に市町村において今後の社会情勢の変化を適切に反映した将来値がある場合にはそれに基づくものとするが、適切な予測値がない場合には、以下の様な推計値を用いてもよい。

- ① コーホート要因法を用いた市町村独自の推計値
- ② 国立社会保障・人口問題研究所等の公的団体による将来推計人口

表 2－8 将来の人口予測

区分	現況人口 (H○年)	H○年		H○年		H○年		備考
		人口	現況比	人口	現況比	人口	現況比	
市町村全体								
農業 集落 排水	○地区							
公共 下水道	○地区							

(4) 他施設の集約化等の市町村の振興計画

将来人口の予測を行うに当たっては、小学校の統廃合等の他施設の集約化や企業誘致及び新たな交流施設の供用開始等は、将来の人口動向に影響を及ぼすことから、これら市町村の振興計画等を考慮する必要がある。

2-3 再編検討範囲の概定

再編計画の検討に当たっては、施設間の距離や地形的条件を基に、検討範囲や施設等について概定することが必要である。

- (1) 施設間の距離を基にした検討
- (2) 再編施設の組合せ検討
- (3) 地形条件等の阻害要因の整理

【解説】

(1) 施設間の距離を基にした検討

施設再編の検討に当たっては、施設の再編に係る建設費（接続管路＋中継ポンプ等）と関係施設の更新費・維持管理費を考慮した経済比較が基本となる。

建設費については、一般的に管路の延長に影響されることから、隣接する処理区での統合を検討するケースが多いが、維持管理費については、多数の処理施設を統合した方が経済的に有利であることから、統合範囲はできるだけ広域で検討することとする。

(参考) 更新と統合における年経費の比較事例

下図のように、更新施設数が増えるほど、統合の方が更新に比べ経済的に有利になる施設間距離が長くなる。このため、隣接する地区同士の検討では統合が不利となった場合でも、広範囲で複数の施設を統合した結果、経済的に有利となる場合があることに留意する。

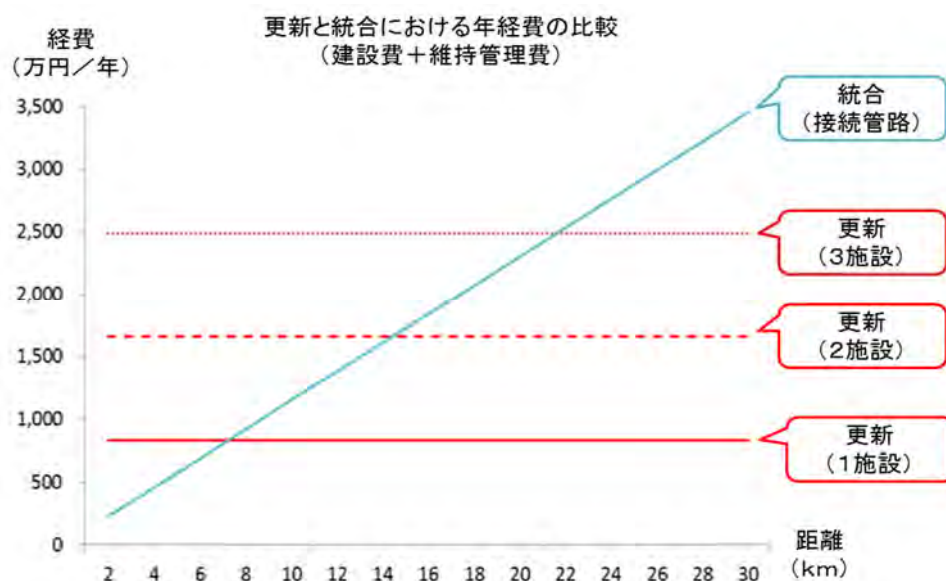


図 2-2 更新と統合における年経費の比較 (イメージ)

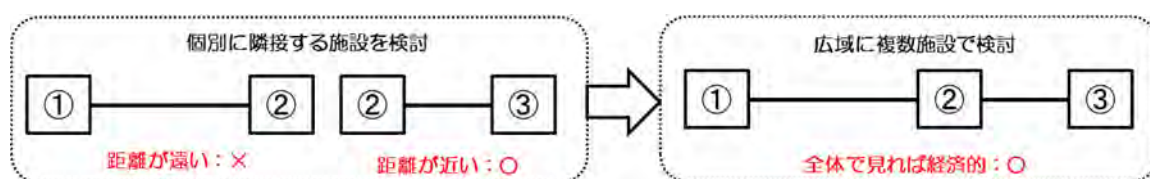


図 2-3 広域検討イメージ

(2) 再編施設の組合せ検討

施設再編を検討するに当たっては、農業集落排水施設だけではなく下水道やコミュニティプラント等、他の汚水処理施設との接続や統合も併せて検討する必要がある。また、未整備地区がある場合には、その取り扱いも併せて検討していくことが必要となる。

(参考2) 特定環境保全公共下水道を取り込んだ統合事例

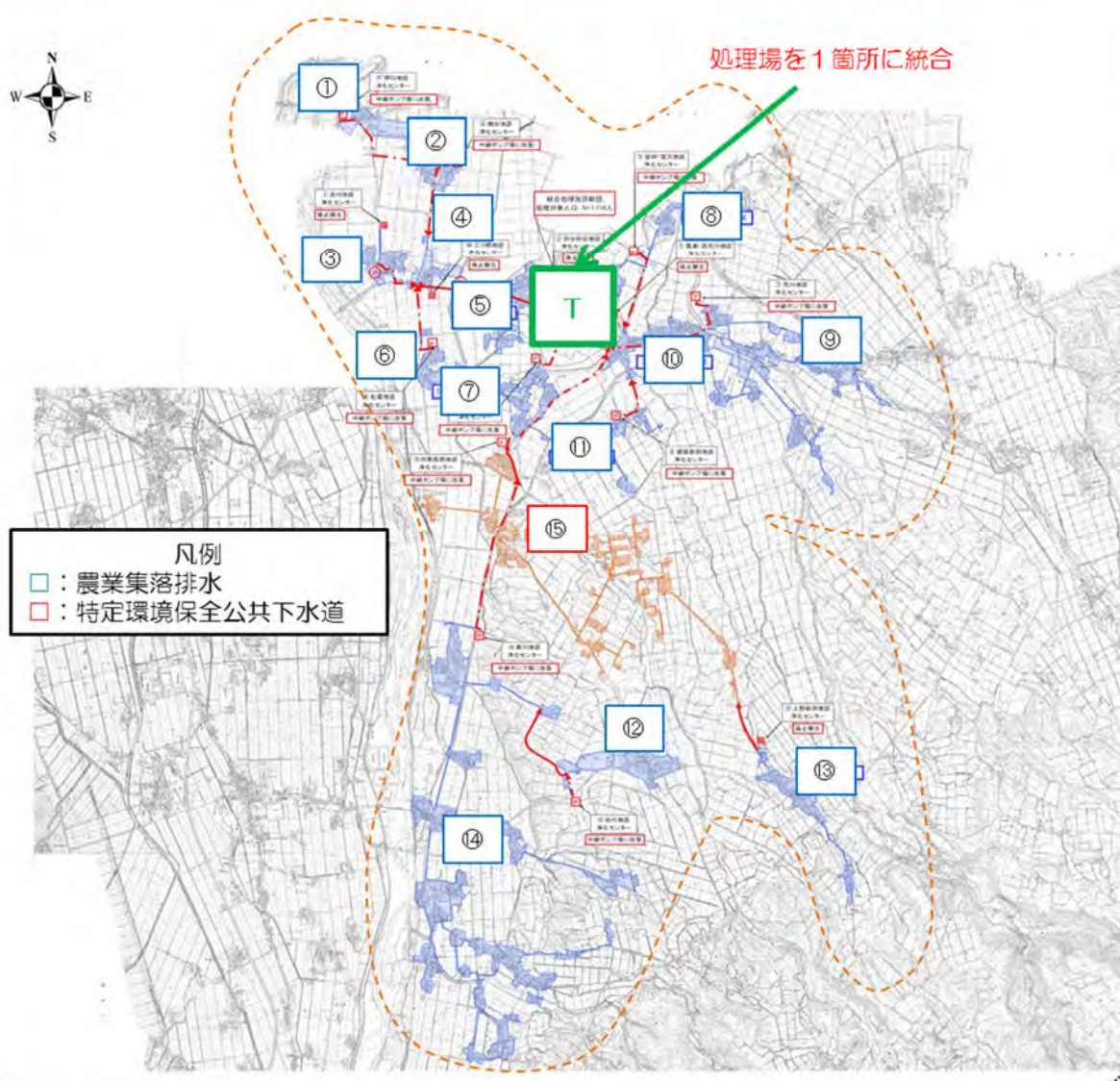
山形県鶴岡市の事例

- 鶴岡市では、今後の人口減少や汚水処理施設の利用状況等を踏まえ、集落排水施設14施設と下水道1施設の統合を実施。

(参考) 処理場の個別更新費用と統合後の更新費用の比較

【個別更新費用】 5,371百万円

【統合後の更新費用】 2,744百万円



(3) 地形条件等の阻害要因の整理

施設再編の検討に当たっては、施設間の距離や河川・山地・森林等の位置や大きさは重要な要素であり、接続管路のルート選定や接続費用に大きく影響してくる。

特に、大規模の河川や道路を横断する場合は、接続費用に大きく影響することから、事前に河川管理者や道路管理者等に施工条件等を確認しておく必要がある。

○事前に確認しておく事項

- ・河川、道路、線路等の横断工が必要な場所とその条件
(開削工法か推進工法か、橋梁添架は可能か 等)
- ・丘陵地や森林等の位置
(斜面对策工事や林地開発行為が必要となるか、迂回ルートが確保できるか 等)
- ・埋蔵文化財の有無 等

2-4 施設統合の検討

前述した再編検討範囲及び検討条件等を基に、下記の点に留意して、経済比較を基本とした施設統合の検討を行う。

- (1) 時間軸を考慮した検討
- (2) 段階的な再編の検討
- (3) 汚水処理方式の切替等による処理能力の向上
- (4) 計画処理人口及び計画汚水量の設定
- (5) 既設管路を利用したルート選定
- (6) 圧送ポンプ施設の検討
- (7) 経済比較の実施
- (8) 維持管理費の削減目標の設定

【解説】

(1) 時間軸を考慮した検討

施設再編は、更新整備の時期に実施することが目安となるが、対象となる機器や施設により更新時期や整備内容が異なってくる。また、人口減少が進行すると、更新時期により必要となる施設規模も変化することから、再編計画の検討に当たっては、最適整備構想の検討において想定される更新時期及び更新整備内容（機能保全対策）を基に、時間軸の概念を取り入れて検討することが必要である。

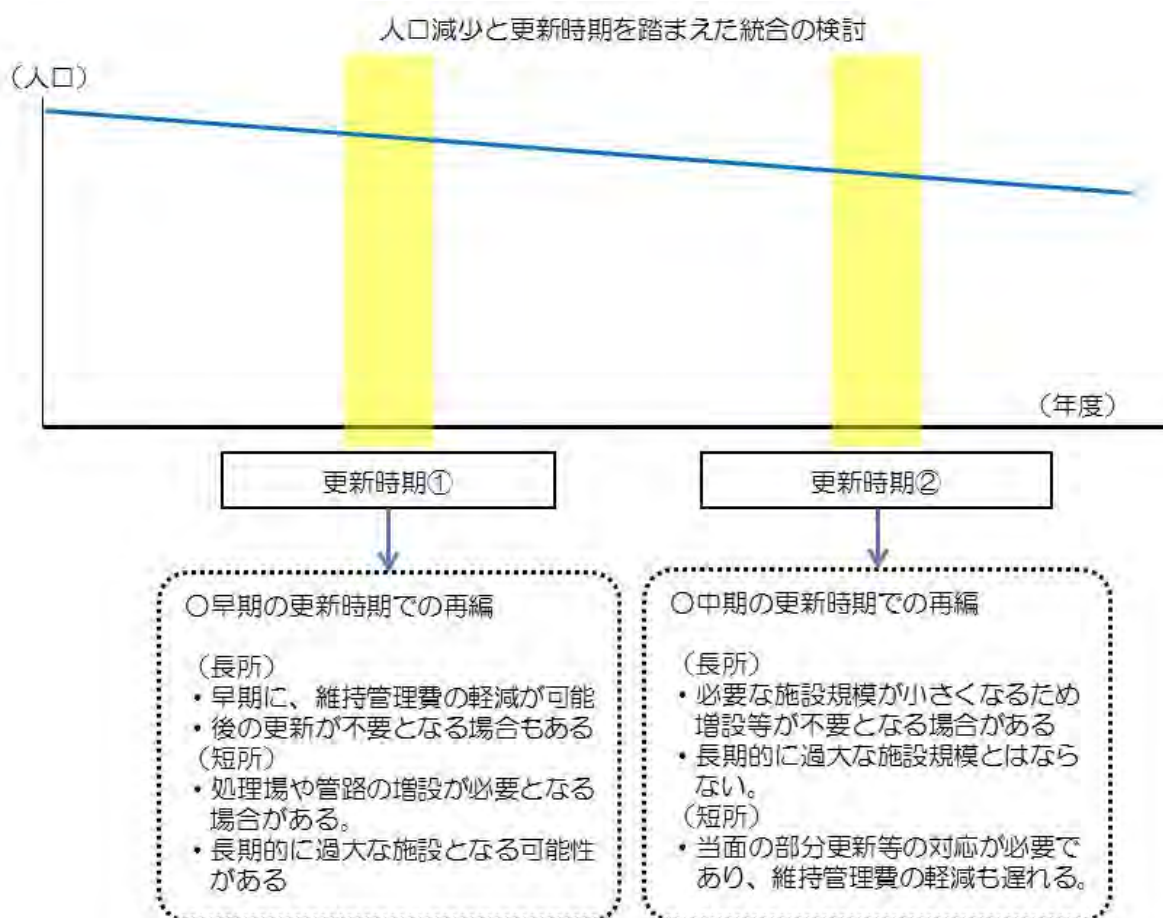


図2-4 人口減少と更新時期を踏まえた再編検討イメージ

(2) 段階的な再編の検討

施設統合については、更新時期を目安とした時間軸の概念を基に検討する必要があるが、複数の処理区の統合においては、処理区毎に更新時期が異なることから、段階的な統合手法についても検討することが必要である。

特に人口減少の進む中、既存施設を有効に活用し統合を進める上では、段階的な統合を行うことにより、施設の増設が不要となるといった効果も期待できる。



図 2-5 段階的統合の検討イメージ

(3) 汚水処理方式の切替等による処理能力の向上

既存施設を有効に活用し、施設の増設が不要となる整備手法として、汚水処理方式の切替等により処理能力の向上を図ることが考えられる。

汚水処理施設の処理方式は、一般的に生物膜法から浮遊生物法へ処理形式を変更することにより汚水処理能力が向上する。このため、既存施設の部分改築による配置変更等を行い処理方式を変更することで、施設の増設が不要となる場合がある。

ただし、切替改築により処理方法を浮遊生物法へ変更した場合、汚泥の発生量が増加する傾向にあることから、汚泥処理費を含めた経済比較を行うことが必要である。

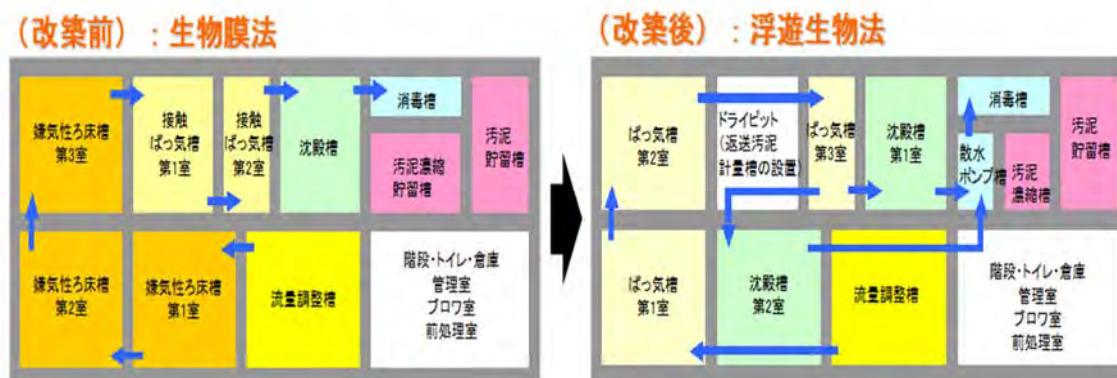


図 2-6 切替改築による処理方式の変更

(4) 計画処理人口及び計画汚水量の設定

計画処理人口の検討に当たっては、対象地域の人口動態等を踏まえ、将来の人口を算出することが基本となる。また、計画汚水量の検討に当たっては、将来の人口予測を踏まえ、統合時に汚水処理機能を維持できるよう留意する必要がある。

○土地改良事業計画指針「農村環境整備」第3章 農業集落排水施設

3.5.5 汚水処理施設の改築計画の策定に当たっての留意点

1. 計画汚水量

改築時における計画汚水量の決定に当たっては、処理区の諸々の社会的状況等の変化により、計画策定時に設定された計画汚水量と改築時における現況汚水量が異なる場合もある。したがって、汚水処理施設の改築時における計画汚水量の決定は、その施設への接続の状況等から将来にわたって流入汚水量の変動が少ないと認められる場合に限り、以下のとおりとする。

(1) 汚水処理施設の日平均汚水量 (Q_p)

＝過去1年間の実績日平均汚水量＋増加見込み汚水量（増加の見込みがある場合）

(2) 汚水処理施設の計画時間最大汚水量（新設に同じ）

＝ $2.5 \times (Q_p - 30) / 0.8 + 30$ 又は過去1年間の実績時間最大汚水量

(5) 既設管路を利用したルート選定

接続管路のルート選定では、河川や道路、更には山地、森林等の地形的条件等を踏まえるとともに、既設管路の余裕を活用することでコストの縮減を図ることが可能である。

農業集落排水施設の統合においては、圧送ポンプを活用した圧力式管路による接続事例が多く、図2-8のケース①のように既設処理場に直接接続する場合は、処理場において受け入れるための槽（流入槽）が必要となっている。しかし、人口減少等により管径に余裕がある場合などは、ケース②のようにマンホールに接続することで、接続管路の既設利用が可能となるとともに、流入槽が不必要となり、コスト縮減が可能となる場合もある。

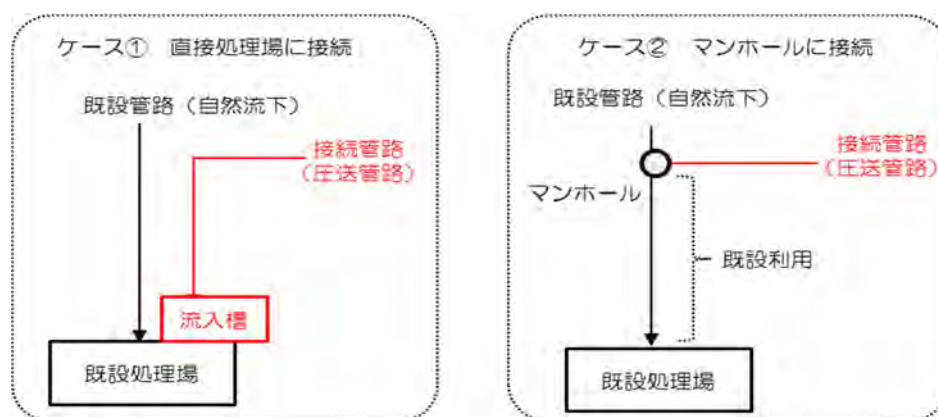


図2-8 管路ルート選定

(参考) 管路の設計（余裕の活用について）

農業集落排水施設における自然流下の管路設計では、設計対象汚水量と最大汚水量の間に大きな差異が生じることから、設計対象汚水量の2倍の汚水量を流下させることができる管径を設定している。図2-9のように、人口減少等により汚水量が減少している場合は、管径の余裕の範囲内で接続管路からの流入汚水の流下が可能と考えられる。

なお、接続管路からの流入汚水量については、接続管路が自然流下の場合、対象汚水量の2倍の流量とする必要があるが、圧送管路の場合は、ポンプ能力の算定においてピーク比として組み込まれていることから、その最大能力で流入汚水量を設定する必要がある。

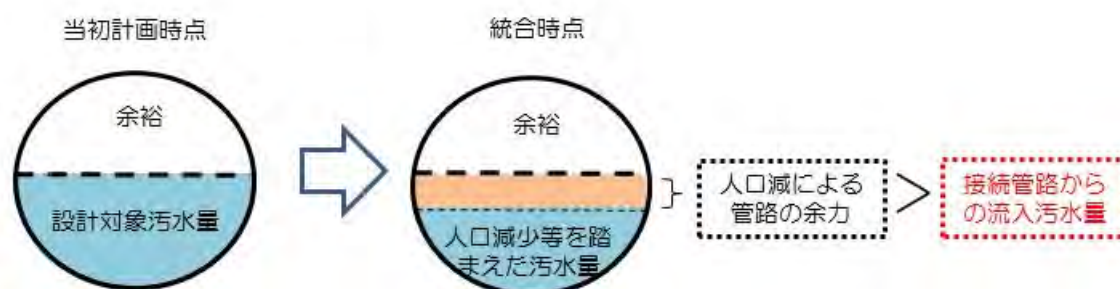


図2-9 管路の設計

既設管路の利用が困難な場合においても、既設管路のルートに並列して接続管路を整備することにより、維持管理が効率的となる場合もある。

(6) 圧送ポンプ施設の検討

圧送ポンプ施設は、一般的に、圧送ポンプユニット、制御盤、受電設備、貯水タンクから構成されるが、統合により使用しなくなった既存処理施設には、

- ・圧送ポンプ施設の稼働に必要な電源設備等が整備されていること
 - ・圧送ポンプ施設に必要な貯水タンクとして活用可能な水槽が整備されていること
- などから、既存処理施設を活用した施設計画を検討することが有効である。

なお、新規に圧送管路および圧送ポンプ施設を設計する場合は、

- ① 設計対象汚水量の設定
- ② 圧送管路の設計
- ③ 圧送ポンプの設計
- ④ 貯水タンクの設計

の手順で検討されており、①設計対象汚水量は次式のように算出されている。

$$\text{設計対象汚水量 (m}^3/\text{min)} = \{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 日最大汚水量} \times \text{設計ピーク比 (2.5)} + \text{不明水量}\} \\ \times \text{処理対象人口} \div 1,440 \text{ (min/日)}$$

この算出式は、ピーク比を乗じて設計対象汚水量に余裕を持つことで、上流から流れてきた汚水をスムーズに下流に圧送することを可能としているものであり、圧送できない余剰汚水が生じないことから、貯水タンクの容量が少なく済むメリットがある。一方、既存の処理槽を貯水タンクとして活用する場合、貯留容量に余裕があることから、ピーク時の余剰汚水を一時的に貯留することも可能である。

このため、既存処理施設を活用した圧送ポンプ施設の設計においては、実績の日最大汚水量を基に設計対象汚水量を時間(min)当たりとして算出することで、圧送管路の管径や圧送ポンプの能力を下げることも可能となる。

$$\text{統合時の設計対象汚水量 (m}^3/\text{min)} = \text{実績の日最大汚水量} \div 1,440 \text{ (min/日)}$$

なお、設計対象汚水量は、実績の日最大汚水量を基に算出することを基本とするが、実績の日最大汚水量と日平均汚水量の差が少なく、日最大汚水量ならびにその近似値が発生する頻度が少なく、かつ、貯水槽の容量に余裕があり、日平均汚水量を用いても一時的な貯留で対応出来ると想定される場合は、実績の日平均汚水量を用いてもよい。

(7) 経済比較の実施

施設統合の検討における経済比較は、個別施設の更新の場合と施設統合の場合を年経費（建設費の年償還額＋維持管理費）で比較することを基本とする。

個別施設の更新に係る費用は、最適整備構想による検討結果を踏まえた建設費（更新費用）と、実績を用いた維持管理費の合計とする。

施設統合に係る費用は、建設費（処理区の接続や処理施設の更新整備に必要な費用）と、実績を基にした維持管理費の合計とする。

表 2－9 経済比較のイメージ（A, B, Cの3処理区をA処理区に統合）

								(単位:千円/年)
	個別更新				統合			備考
	A処理区	B処理区	C処理区	計	A処理区	接続費用	計	
①建設費	4,267	3,644	3,154	11,065	4,267	6,374	10,641	
②維持管理費	5,610	3,000	2,270	10,880	5,610	657	6,267	
③年経費(①+②)	9,877	6,644	5,424	21,945	9,877	7,031	16,908	
判定	×				○			

ア) 個別施設の更新に係る費用の算出

個別施設の更新に係る費用のうち建設費（更新費用）については、最適整備構想における予防保全対策の検討における対策費用、耐用年数を基に年経費に換算する。なお、機械、電気設備の耐用年数も同様に予防保全対策の検討を基にするが、これによることが困難な場合は、標準的な機械電気設備の耐用年数を用いて算出することも可能である。

表 2－10 個別施設の更新に係る費用の算出

処理区名: C地区					
更新			①事業費 (千円)	②耐用年数 (年)	年経費 (①/②、千円/年)
汚水処理施設	コンクリート	表面被覆工法	3,375	15	225
	機械電気設備	部分交換	73213	25	2,929
計			76,588		3,154

機械・電気設備は、標準的な耐用年数を用いても良い

イ) 施設統合に係る費用の算出

施設統合に係る費用のうち接続管路など新規整備分の建設費及び維持管理費は、表 2-11 のように工種毎の積み上げを基本とする。接続管路や圧送ポンプ施設の建設費や維持管理費は、概略設計を基にした算出を基本とするが、算出が困難な場合には、実績値や都道府県構想マニュアル等を参考して設定しても良い。なお、施設統合により施設撤去が必要な場合は、撤去費用も計上する。

表 2-11 施設統合に係る費用の算出

接続費用					
更新		単価	①事業費 (千円)	②耐用年数 (年)	年経費 (①/②、千円/年)
接続管路	L=7,000m	4.5万円/m	315,000	50	6,300
圧送ポンプ施設	2箇所	920万円/箇所	18,400	25	736
処理施設増設					
計			333,400		7,036

維持管理費(増加分)			
更新		単価	年経費 (千円/年)
接続管路	L=7,000m	31円/m	217
圧送ポンプ施設	2箇所	22万円/箇所	440
処理施設増設			
計			657

施設の撤去が必要な場合は撤去費用も見込むこと

実績値や都道府県構想策定マニュアル等を参考に設定

(8) 維持管理費の削減目標の設定

農業集落排水施設の維持管理費は利用料金と市町村の一般会計からの繰入金を主な財源としているところであるが、農村人口の減少に伴う利用者の減少等による利用料収入の減少、市町村財政の逼迫など、今後、適切な運営管理が困難となるおそれがあることを踏まえ、施設の集約・再編、下水道施設への編入などを通じたストック（施設）の適正化に取り組むことにより、維持管理費の削減を実現し、施設の効率的かつ持続的な運営管理を行う必要があることから、再編計画を策定し、その実現に向けて取り組むことが必要である。

このため、再編計画には、施設統合の時期等のみならず、施設の維持管理費の削減目標も明記する必要がある。

施設の維持管理費の削減目標としては、現状（再編前）の年間維持管理費（実績値）と再編後の年間維持管理費（推定値）を記載することとする。再編後の年間維持管理費については、「(7) 経済比較の実施」で算出した費用を基に算出するものとする。

2-5 資源循環促進計画の見直し

再編計画の検討に当たっては、以下の点を踏まえて、資源循環促進計画の見直しを行うことが必要である。

- (1) 水利用の変化等の影響
- (2) 汚泥の再生利用方法の変更

【解説】

(1) 水利用の変化等の影響

施設再編実施後は、処理水の放流先も集約されるため、地域での水利用に変化が生じる。農業集落排水施設の処理水量は少ないものの、河川に比べて流量の少ない農業用用水路に放流している場合は、集約された処理水の放流が用水の水質に与える影響が大きくなることが懸念される。

一方、再編により処理水の放流がなくなった用水路においては、用水量が減少する。このため、施設再編の検討に当たっては、地域内の水利用の変化とその影響について整理し統合先を検討するとともに、管理者等と調整を図ることが重要である。

(2) 汚泥の再生利用方法の変更

農業集落排水事業では、資源循環促進計画を作成し汚泥の農地還元等の再生利用を推進することとしている。再編により汚泥が集約され、資源循環施設の維持管理費の節減が期待できる。また、これまで汚泥量が少なく利用方法が限定されていた場合は、汚泥の集約により取扱量が増加することから、新たな再生利用方法の検討も可能となる。

このため、再編計画の検討に当たっては、統合先の資源循環施設の有無やその能力について検討を進めるとともに、他の再資源化施設等で処理している場合は、その位置と距離等を勘案しつつ検討を進める必要がある。

特に、下水道に接続した場合には、汚泥の農地還元が困難となる場合が想定されることから、建設資材等他の利用方法も含めた再生利用の推進について検討することが重要である。

2-6 維持管理手法の検討

施設再編に伴い、維持管理手法についても見直しすることが必要となり、以下の項目について検討を行う。

- (1) 日常における維持管理手法の検討
- (2) 災害時等への対応

【解 説】

(1) 日常における維持管理手法の検討

施設再編に伴い、これまで処理区毎に分割して発注していた維持管理に関する委託業務が集約されるなどのメリットがある他、汚泥の取扱量の増加に伴う再生利用方法についても幅広い検討が可能となる。このため、施設の統合を機に、指定管理者制度の活用やPPP/PFIの導入等についても検討していくことが必要である。また、処理区毎に利用料金が異なっている場合は、施設の統合に伴い使用料金を統一するなどの検討が必要である。

(2) 災害時等への対応

施設再編により、日常の維持管理の効率化が図られるものの、災害時には統合後の広域な処理区域の状況を把握し対応する必要がある。このため、災害時に優先的な施設調査を行うことができるよう、施設構造や土質条件、地形条件や避難道等の地域条件を基にした点検計画の策定や、地元建設業者等との協定等、災害時等の対応の検討が必要である。

第3章 施設再編の実施に向けた財産の取扱い等

3-1 再編方法に合わせた財産の取扱い

施設再編の実施に当たっては、農業集落排水施設の統合や下水道への接続等、再編の方法により再編後の施設区分が異なるため、再編の実施方法に合わせた財産の取扱いを行うことが必要である。

【解説】

施設の再編を実施する場合、農業集落排水施設の統合や下水道への接続等、再編の方法により、再編後の施設区分が異なることから、施設の区分に合わせて事業を実施するとともに、事業計画の変更や財産台帳の修正を行っていくことが必要となる。

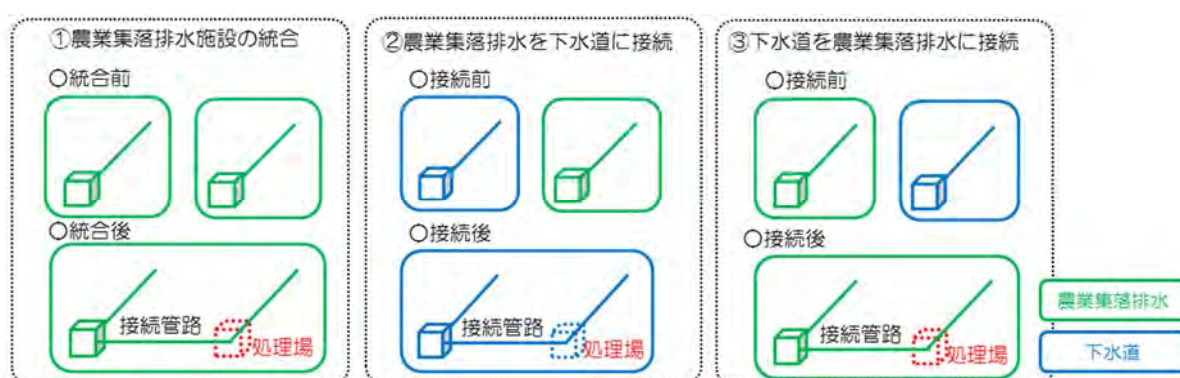


図3-1 再編方法別の事業実施区分

表3-1 再編方法別の財産の取扱い

分類	施設区分	事業実施	事業計画	財産の取扱い
集排施設の 統合	農業集落 排水施設	農業集落排水事業（改築） で整備可能	事業実施に合わせて 変更	（継続して使用する施設） ・財産処分の手続きは必要ない。 ・施設台帳や財産台帳を再整理 （使用しなくなる施設） ・「承認基準（※2）」に伴う財産の処分が 必要
下水道へ 接続	下水道	下水道（市町村単独含む） で整備		・「承認基準」に伴う財産の処分が必要
下水道を 接続（※1）	農業集落 排水施設	農業集落排水事業（改築） で整備可能	事業実施に合わせて 変更	・施設台帳や財産台帳を再整理（追加） ・下水道施設の財産処分が必要

※1 他施設を農業集落排水施設に接続する場合は同様

※2 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」

3-2 財産処分の取扱い

施設再編により、農業集落排水施設として管理しなくなる施設については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、適切に処分する必要がある。

【解説】

施設の再編を実施する場合、施設の統合等により農業集落排水施設として管理しなくなる（使用しなくなる）施設等が生じる場合がある。

これらの施設については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）」に基づき適切に処分する必要があるが、処分の手続きについては、理由、利用期間、財産処分による収益の有無により取扱いが異なることから留意する必要がある。

また、地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により、農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないとされている。

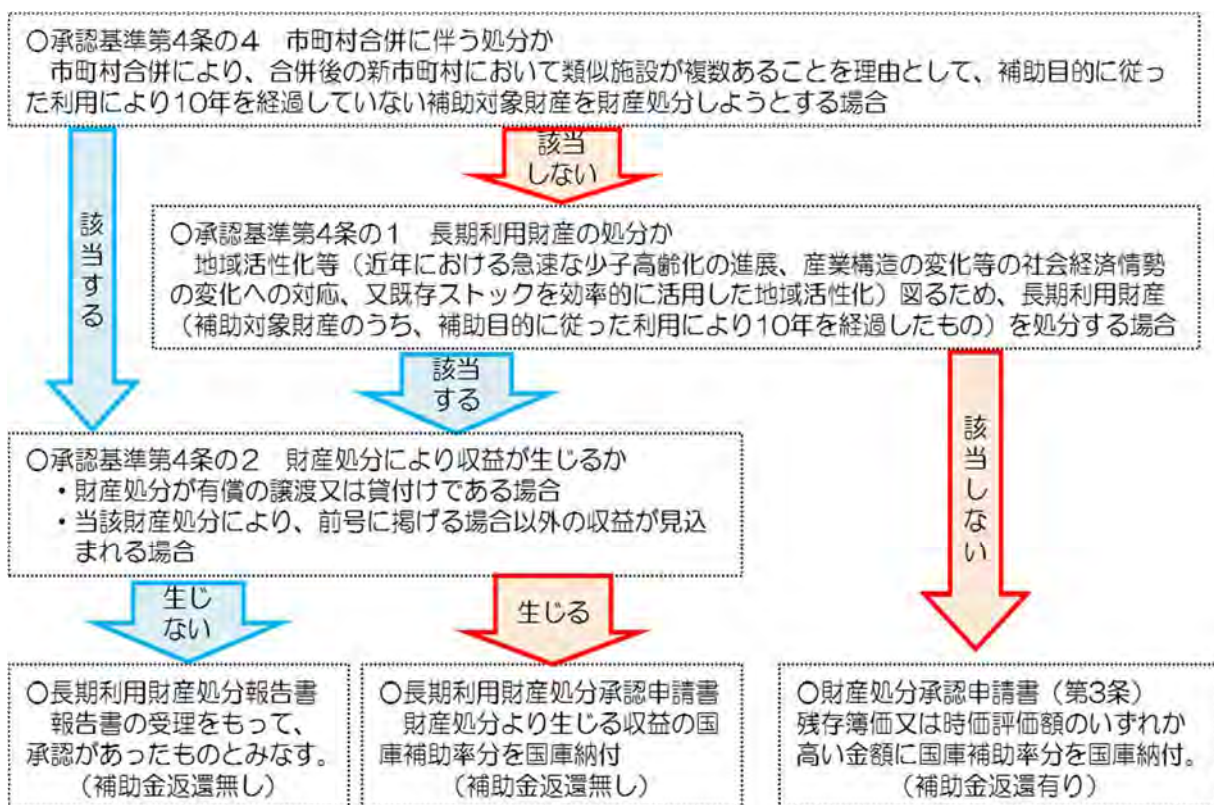


図3-2 財産処分の取扱いフロー図

なお、平成28年3月15日付の事務連絡（参考3）において、農業集落排水を下水道に接続する場合の長期利用財産報告書の記載事例が通知されていることから参考にされたい。

【参考 1】農業集落排水施設の統合等について

I. 農業集落排水施設の整備状況

1-1 整備着手地区数

1-2 統合等の実施状況

II. アンケート調査

2-1 調査概要

(1) 目的・対象

(2) 調査分類

(3) 調査期間

(4) 回答件数及び回答率

2-2 回答結果

(1) 統合等を実施した理由

(2) 計画を検討する際の統合案の比較状況

(3) コスト縮減率

(4) 計画処理人口の考え方

(5) 計画汚水量の考え方

(6) 集排汚泥の利活用方法

(7) 統合等実施前後における維持管理部署の人数

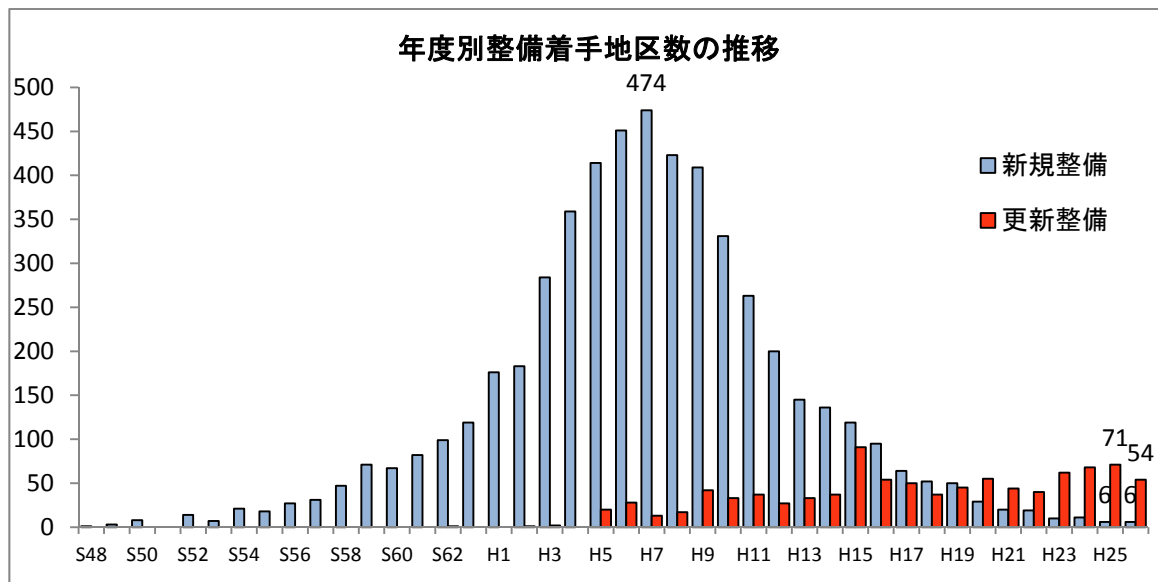
(8) 統合等によるメリット・デメリット

(9) 計画策定における留意点

I. 農業集落排水施設の整備状況

1-1 整備着手地区数

農業集落排水施設は、昭和 48 年に農村総合整備モデル事業の 1 工種として整備を開始し、平成 26 年度末時点で、全国約 900 市町村で約 5,100 施設が供用されている。新規着手地区数は平成 7 年の 474 地区をピークに減少し、近年は更新整備地区が増加している状況。



Ⅱ. アンケート調査

2-1 調査概要

(1) 目的・対象

農業集落排水施設の統合等が実施された地区における事業効果等の状況を幅広く把握することを目的として、平成 25 年度末までに統合等を実施した 170 市町村にアンケート調査を実施した。

(2) 調査分類

調査は、統合等の形態を以下の 4 タイプに分類し実施した。

① 農業集落排水施設同士の統合

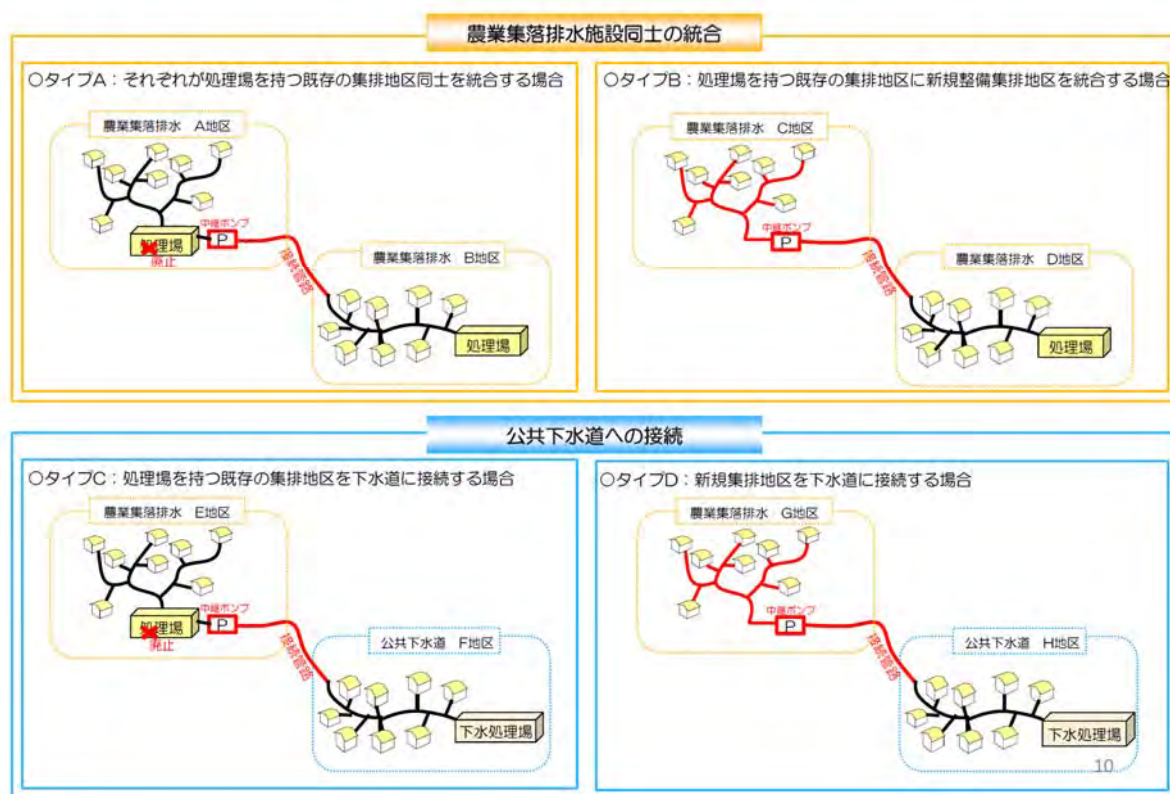
タイプ A：それぞれが処理場を持つ既存の集排地区同士を統合する場合

タイプ B：処理場を持つ既存の集排地区に新規整備集排地区を統合する場合

② 公共下水道への接続

タイプ C：処理場を持つ既存の集排地区を公共下水道に接続する場合

タイプ D：新規整備集排地区を公共下水道に接続する場合



(3) 調査期間

平成 27 年 7 月 13 日～8 月 31 日

(4) 回答件数及び回答率

回答市町村数：132 市町村 回答率：78% (132/170 市町村)

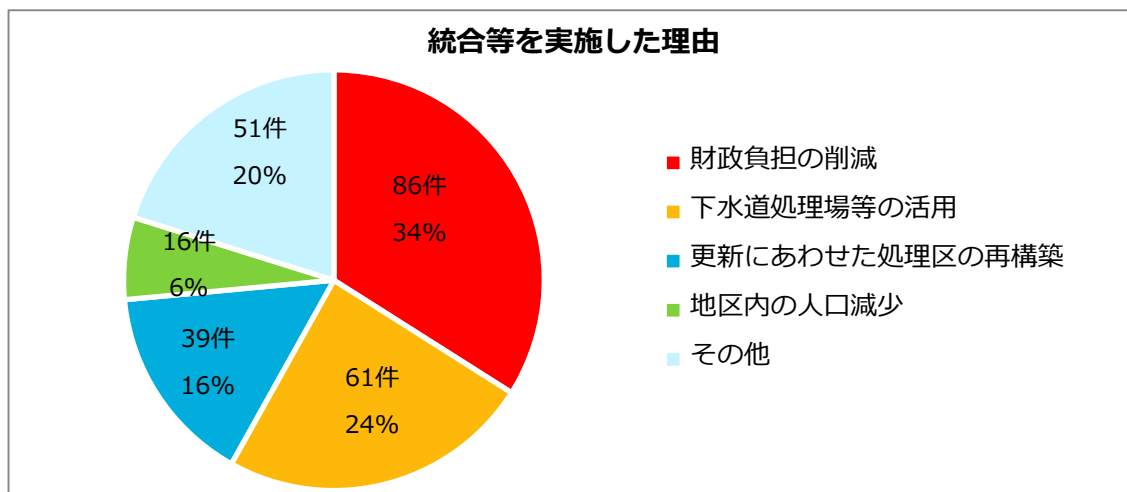
回答地区数：182 地区 回答率：81% (182/226 地区)

※回答の中で未記入のものや内容に整合のとれないものについては、その都度除外しているため、アンケート調査項目により有効回答数が異なることがある。

2-2 回答結果

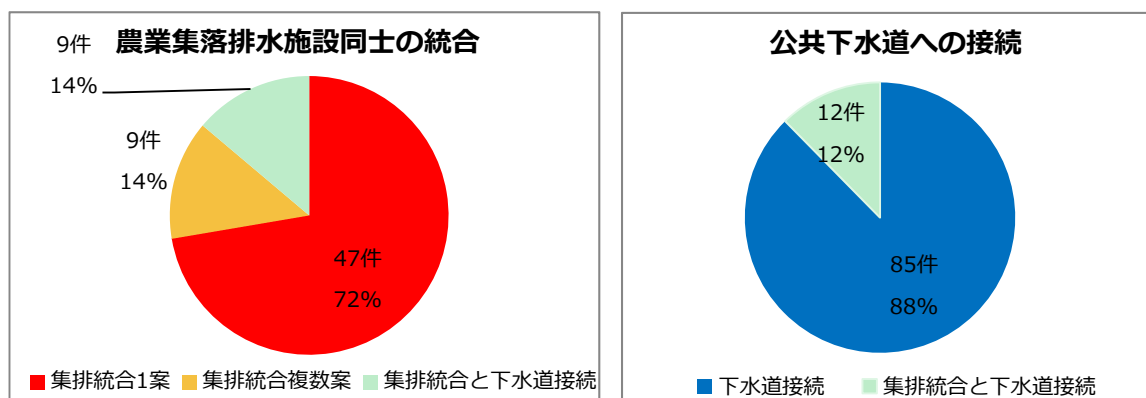
(1) 統合等を実施した理由（複数回答）

統合等を実施した理由としては「財政負担の削減」の回答が最も多く挙げられていた。また、公共下水道に接続した場合は「下水道処理場等の活用」の回答も多く挙げられていた。これは、人口減少等により下水処理場側の処理能力に余力が生じたことが理由と考えられる。



(2) 計画を検討する際の統合案の比較状況（複数回答）

農業集落排水施設同士の統合の場合、約7割が施設同士の統合1案のみの検討であり、下水道への接続案を含めた複数案あるいは複数の集排統合案についても検討しているのは3割にとどまっている。また、公共下水道への接続の場合においても、約9割が下水道接続についてのみ検討を行うなど、複数の検討を行っている事例は少ない。農業集落排水施設の統合実績を見ても、3地区以上の統合を実施した地区は約2割となっているが、農業集落排水施設の統合等は、処理施設間の距離や地形的条件等を踏まえできる限り広域的な統合を図っていく必要があることから、計画検討時においても下水道への接続やコミュニティプラント地区の繋ぎ込み等も含めた複数の検討を行う事が望ましい。



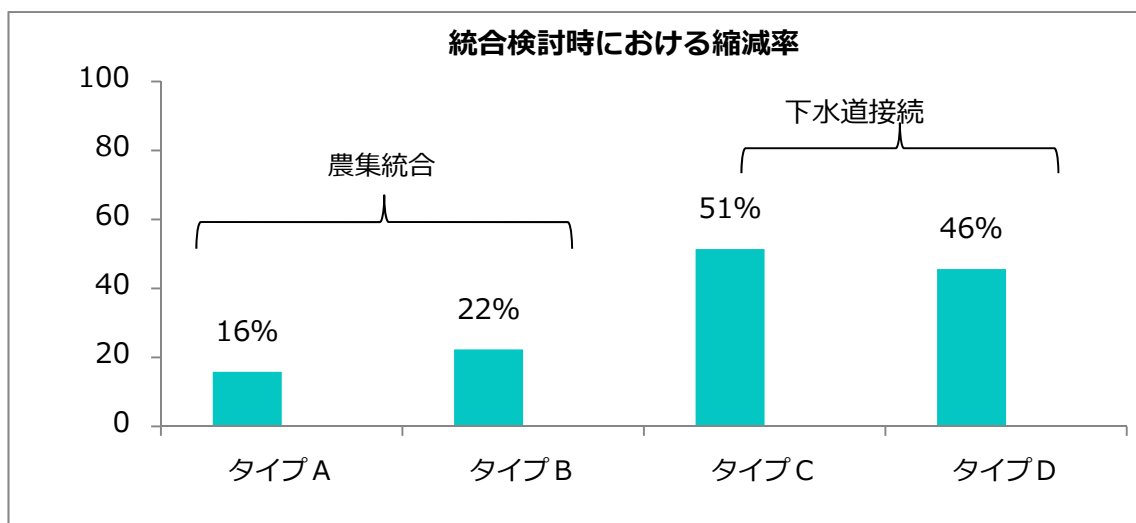
農業集落排水施設同士の統合実績（平成25年度末まで）

全統合地区数 (統合された地区数)	うち、2地区統合		うち、3地区以上統合	
	件数	割合	件数	割合
122	98	(80%)	24	(20%)

(3) コスト縮減率(※)

統合等の検討時において、農業集落排水施設を個別に施設整備した場合と統合等を実施した場合の年経費（建設費＋維持管理費）を比較し、縮減率を統合種類別に算出したところ、農業集落排水施設同士の統合に比べ、公共下水道へ接続した場合の縮減率が大きくなった。

これは、農業集落排水施設同士の統合の場合は、地形的条件等から地域間に距離があり、かつ、統合先の処理施設で増設等の工事を要するのに対し、公共下水道への接続の場合は、下水道事業区域の整備が拡大し集排地区との距離が近くなったことが契機となっていることが多く、かつ、人口減少等により下水処理場の処理能力に余力が生じており、増設等を要しないことから、接続管路のみの工事しか要しないためである。



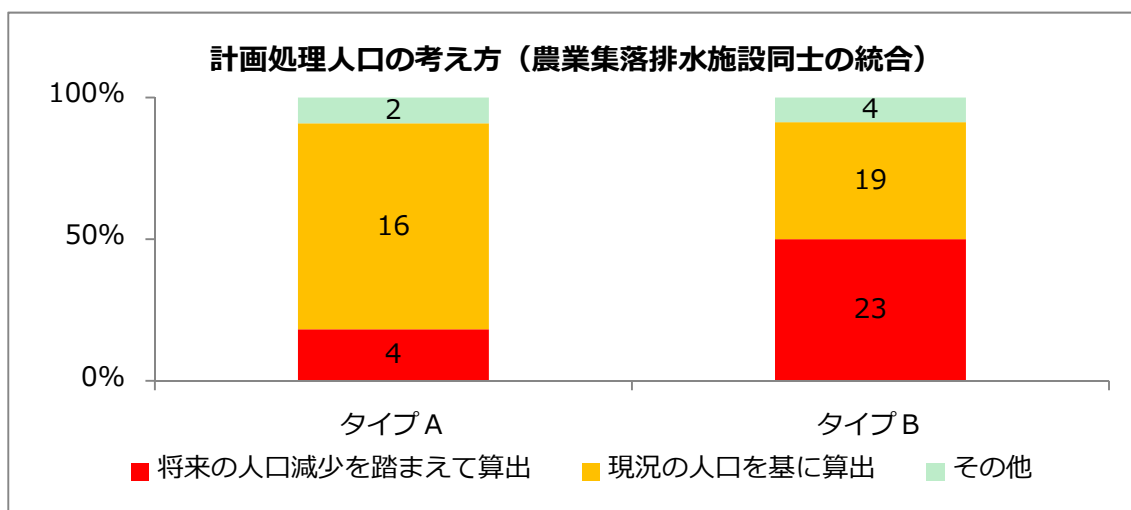
※コスト縮減率の算出式

$$\text{コスト縮減率 (\%)} = \frac{(\text{農業集落排水施設を個別に整備した場合の年経費}) - (\text{統合等を実施した場合の年経費})}{(\text{農業集落排水施設を個別に整備した場合の年経費})} \times 100$$

（４）計画処理人口の考え方

計画処理人口は、汚水処理施設及び管路施設の規模・構造等を決定する重要な要素である。土地改良事業計画指針において、新設時における人口の算定に当たっては、市町村全体及び集落の人口動態、将来にわたる諸施設の態様、社会的条件変化等を総合的に勘案して算定するとされている。

農業集落排水施設同士を統合した場合を見てみると「将来の人口減少を踏まえて算出」と「現況の人口を基に算出」の二つに回答が集中したが、処理場を有していたタイプ A においては「将来の人口減少を踏まえて算出」の回答が少なかった。これは、既存の集排水地区同士を統合するため、将来の人口減少が見込まれたとしても当面は現在の処理人口に基づき汚水処理を行う必要があるためであると考えられる。

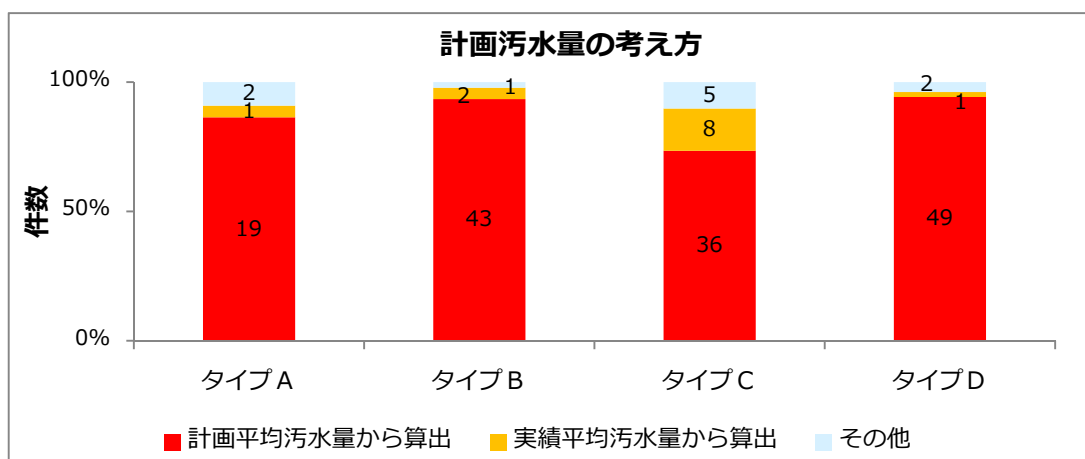


（５）計画汚水量の考え方

計画汚水量は、汚水処理施設の基本数値となるものであり、土地改良計画指針において「計画平均汚水量」または「実績の平均汚水量」から算出するとされている。

回答結果を見ると「計画平均汚水量から算出」の回答が圧倒的に多く「実績の平均汚水量から算出」している回答はほとんどなかった。

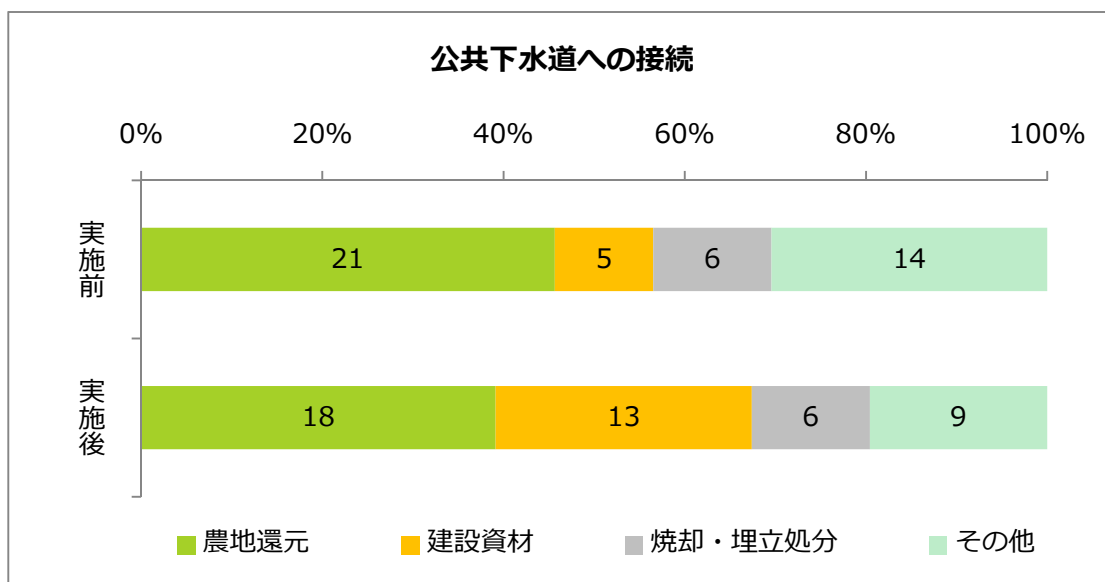
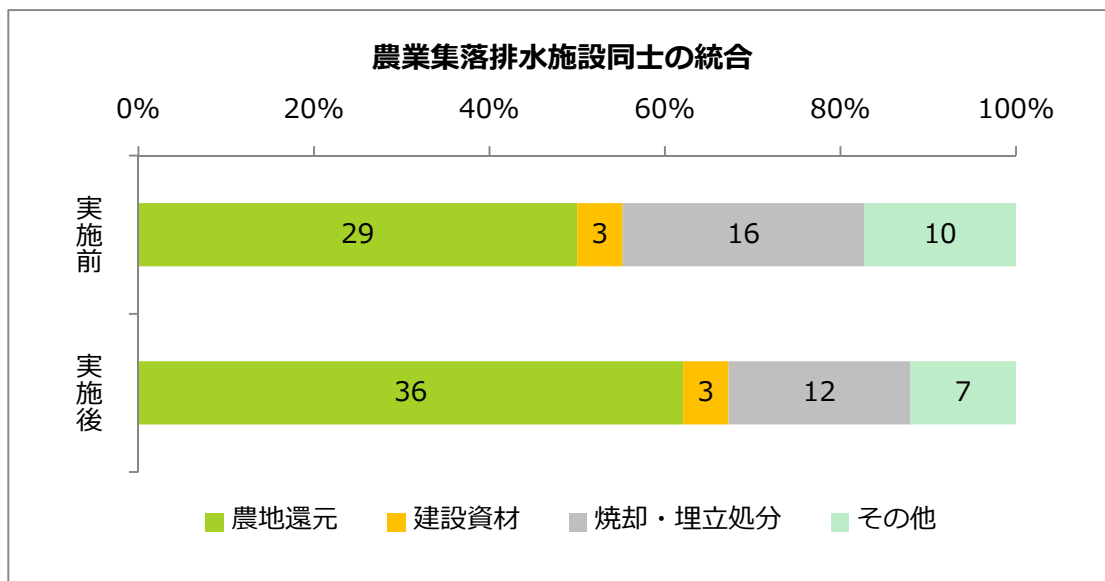
改築の計画汚水量は、地区内の社会的情勢等の変化により計画策定時と異なる場合もあるため「実績の平均汚水量」から算出することも認められている。近年においては、生活形態の変化や節水型家電の普及等により汚水量が減少傾向にある。このため、実績の平均汚水量から算出することにより施設規模の適正化が図られると思われる。



（６）集排汚泥の利活用方法

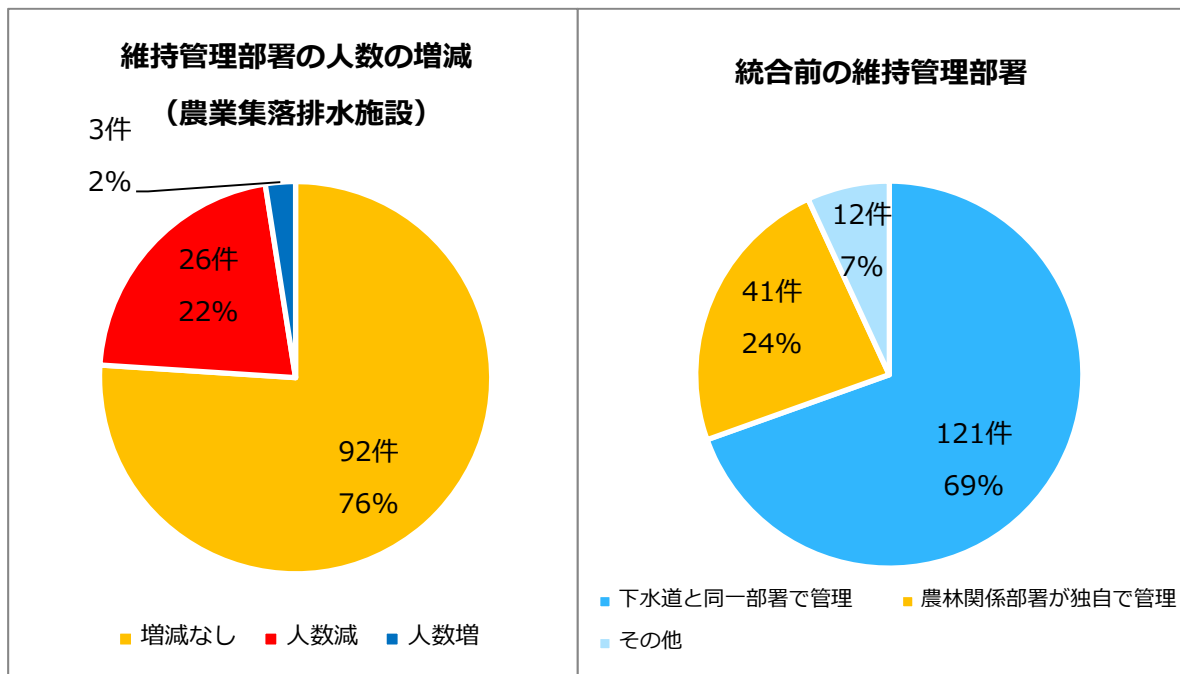
農業集落排水施設から発生する汚泥には、窒素、リン等農業生産に有効成分が含まれている。このため、発生汚泥を肥料化し農地へ還元することにより農村地域内の循環利用が図られ、環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献している。

回答結果をみると、農業集落排水施設同士の統合の場合、統合を機に「農地還元」の件数が増えており、統合による集約化により、循環利用の促進効果があったと考えられる。また、公共下水道へ接続した場合「農地還元」が減少し「建設資材」等他の利用が増加している。これは、接続先の公共下水道において、従前より実施している処理方法で処理されているためであると考えられる。



(7) 統合等実施前後における維持管理部署の人数

農業集落排水施設同士を統合した場合において、統合等を実施した前後の農業集落排水施設を管理していた部署の人数は、約2割で「減少」であったが「増減なし」が約8割を占めた。これは、統合前から農業集落排水施設の維持管理を下水道と同一部署で管理している割合が高いことから、統合による影響を受けにくいためであると考えられる。



(8) 統合等によるメリット・デメリット (複数回答)

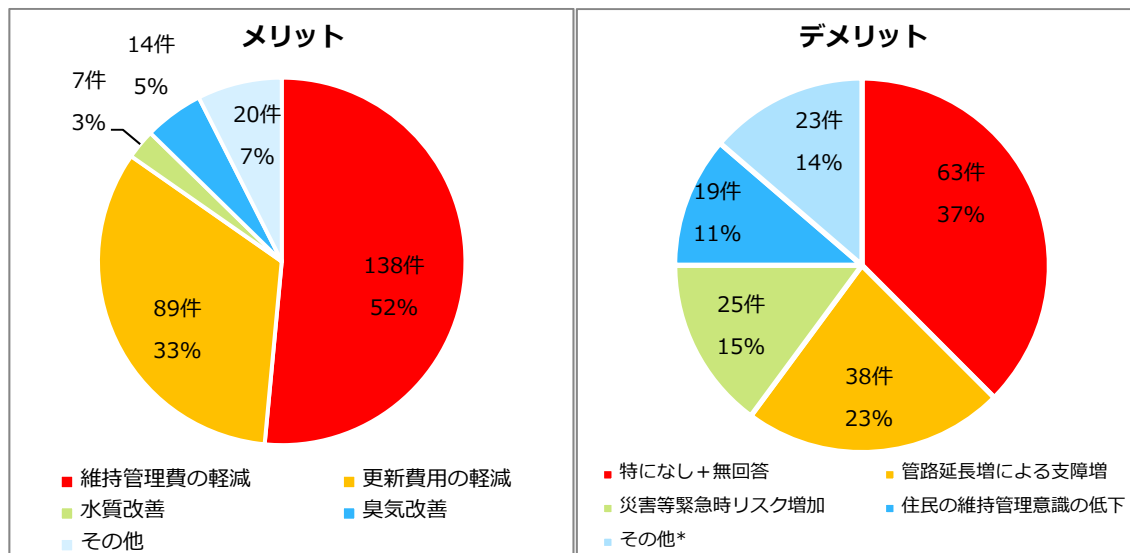
統合等を実施した事によるメリット・デメリットについては、メリットに関する点が高く評価されている。

① メリット

「維持管理費の軽減」「更新費用の軽減」の回答が多く、財政面での効果が大きいことがわかる。

② デメリット

「接続管路延長の増加によるトラブルの増加」「災害発生等の緊急時におけるリスクの増加」の回答があるものの「特になし+問題点のみ無回答」が約4割を占めている。

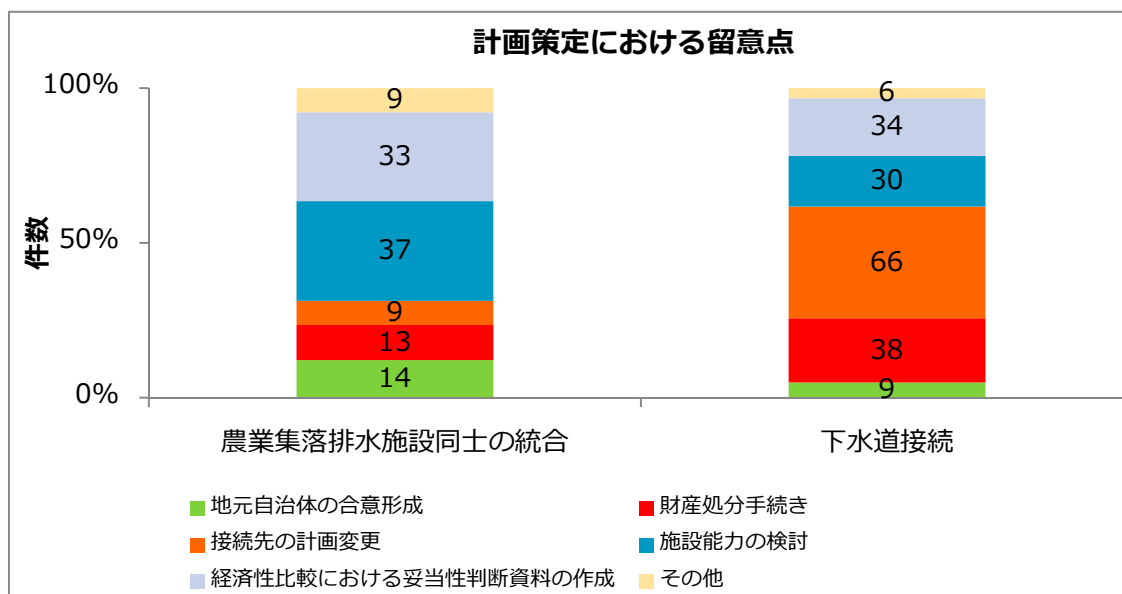


(9) 計画策定における留意点（複数回答）

農業集落排水施設の統合等を検討し計画を策定するにあたっての留意点としては、共通して「経済性比較における妥当性判断資料の作成」の回答が多かった。

統合形態別に見ると、農業集落排水施設同士の統合の場合は、下水道に比べて施設規模が小さいことから「処理能力の検討」の回答が多くなった。

また、公共下水道へ接続した場合は「接続先の計画変更」の回答が多くなった。これは、下水道区域の変更をする必要があるからであると考えられる。



【参考 2】 再編計画参考例・記載例

〇〇町 農業集落排水再編計画

(平成〇年〇月作成)

1. 汚水処理の概要

(1) 汚水処理施設の整備状況

市町村及び汚水処理の概要（位置、人口、汚水処理人口普及率等）及び農業集落排水施設の整備状況について記載する。

記載例

〇〇町は、〇〇県の〇〇部に広がる農業を基幹産業とする町である。〇〇町では、市街地を対象に昭和〇〇年に下水道が最初の汚水処理施設として事業化された。その後、昭和〇〇年に農村部の集落を対象に〇〇地区が最初の農業集落排水地区として事業に着手、平成〇〇年までに〇〇地区の整備が完了し、浄化槽等との整備と併せ、平成 26 年の汚水処理人口普及率は 90%に達している。

しかしながら、近年の人口減少に伴い、農業集落排水施設の運営は厳しさを増しており、統合を主とした農業集落排水施設の再編を行うことにより、運営の効率化を図ることが重要となっている。

表 1－〇〇町の汚水処理人口普及率等（平成〇〇年度末時点）

項 目			数値（人）	備 考
① 総人口			30,000	
② 汚水処理人口			27,000	汚水処理人口普及率（②／①）＝90%
	下水道	1 地区	20,450	流域下水道
	農業集落排水施設	5 地区	3,500	
	コミュニティプラント	1 地区	50	
	浄化槽	750 戸	3,000	
③ 未整備人口（①－②）			3,000	未整備地域は浄化槽で整備予定

表 2－農業集落排水施設の整備状況

処理区	供用開始時期		整備内容				整備計画						
	年	月	処理場	管路	ポンプ施設	資源循環施設	定住	流入	計	戸数	1日平均	計画日	計画時間
							人口	人口		(戸)	汚水量 (m3/日)	最大汚水量 (m3/日)	最大汚水量 (m3/hr)
A							1,200	100	1,300	300	364		
B							400	200	600	100	168		
C							300	100	400	75	112		
D							300	50	350	75	98		
E							1,300	70	1,370	325	384		

(2) 地域の水環境

市町村における河川や湖沼等環境上配慮すべきもの等について記載する。

記載例

農業集落排水施設の処理水は、小河川や農業用用水路を經由して1級河川〇〇川に流れ込むことから、〇〇町の農業集落排水施設では、〇〇県が設定している排水基準（窒素（T-N）、リン（T-P）の上乗せ基準）に対応した水処理を行っており、再編計画の策定においても引き続きこれに対応したものとする必要がある。

地区名	水 質									
	基準値					測定値				
	SS	BOD	COD	T-N	T-P	SS	BOD	COD	T-N	T-P
〇〇地区										

(3) 地理的・地形的特性、污水处理施設の配置状況

地域の地形的特性や污水处理施設の配置状況について記載する。

記載例

〇〇町は、〇〇川を中心に東西に分かれており、農業集落排水施設は東側4カ所、西側に1箇所となっている。また、西側には〇〇市に処理施設を持つ流域下水道の処理区がある。

東側の農業集落排水施設4処理区のうち〇処理区は、〇〇川の支流である〇〇川に沿った山間部の沢地の左岸川の集落にあり、傾斜がきつく他の処理区とは分断されている。

また、更にその上流部にはコミュニティプラントがある。

(4) 現況施設配置図

現況の污水处理施設の配置図を添付する。

2. 農業集落排水施設の再編計画

(1) 再編計画の概要

人口予測や経済比較の結果を基に、再編する施設の範囲等について記載する。

記載例

〇〇町の農業集落排水施設 5 処理区について以下のように再編する

- ① B 処理区は平成〇〇年に A 処理区に統合、C 処理区は平成〇〇年に A 処理区に統合。
- ② D 処理区は継続利用とし、平成〇〇年に更新する
- ③ E 処理区は、平成〇〇年に流域下水道に接続することとする。

スケジュール

	H〇〇年	H〇〇年H〇〇年	H〇〇年
A	更新		
B	A 処理区に統合		
C			A 処理区に統合
D		更新	
E			下水道に接続

(2) 個別施設毎の再編計画等の概要

個別施設毎の再編内容、経済比較結果等の概要について記載する。

① A、B、C の 3 処理区の統合

A、B、C の 3 処理区は、比較的平坦部に位置し施設間の距離も短いことから、経済比較の結果 A 処理区に統合することとする。ただし

- ・ A 処理区の更新時(H〇〇年)に 3 処理区を統合すると施設の増設が必要となること
- ・ C 処理区は更新までに余裕があること（更新時期 H〇〇年）、
- ・ C 処理区の更新時（H〇〇年）であれば、増設なしの統合が可能であること

などから、H〇〇年に B 処理区を統合、H〇〇年に C 処理区を統合する 2 段階統合とする。

○経済比較の結果

	個別更新				統合			備考
	A 処理区	B 処理区	C 処理区	計	A 処理区	接続費用	計	
①建設費	4,267	3,644	3,154	11,065	4,267	6,374	10,641	
②維持管理費	5,610	3,000	2,270	10,880	5,610	657	6,267	
③年経費（①+②）	9,877	6,644	5,424	21,945	9,877	7,031	16,908	
判定	×				○			

○主要工事内容

接続管路 V P φ〇〇〇～〇〇 L=〇. 〇 k m
 中継ポンプ 〇箇所
 A 処理場の機器更新 1 式

② D 地区の更新

D 処理区については、他の処理区から離れており、統合することが非経済的であることから、継続して利用し、平成〇〇年に更新整備を行うこととする

○経済比較の結果

	個別更新			統合			備考
	C 処理区	D 処理区	計	C 処理区	接続費用	計	
①建設費	3,154	3,896	7,050	3,154	7,544	10,698	
②維持管理費	2,270	1,827	4,097	2,270	826	3,096	
③年経費（①+②）	5,424	5,723	11,147	5,424	7,031	12,455	
判定	○			×			

○主要工事内容

D 処理場の機器更新 1 式

③ E 地区の更新

E 処理区については、隣接する下水道〇〇幹線に接続する方が経済的であることから、平成〇〇年までに下水道に接続することとする。

○経済比較の結果

	個別更新			統合			備考
	下水道	E 処理区	計	E 処理区	接続費用	計	
①建設費		4,879	4,879		3,748	3,748	
②維持管理費		5,610	5,610	200	2,856	3,056	
③年経費（①+②）		10,489	10,489	200	6,604	6,804	
判定	×			○			

○主要工事内容（下水道で整備）

接続管路 V P φ 〇〇〇～〇〇 L = 〇. 〇 k m

中継ポンプ 〇箇所

（３）維持管理費の削減目標

再編に伴う污水处理施設の維持管理費の削減目標を記載する。

記載例

A、B、C の 3 処理区に係る維持管理費の目標は以下のとおり。

- ・現状（再編前）（平成〇年度） 〇〇千円/年
- ・目標（再編後）（平成〇年度） 〇〇千円/年 （〇〇%減）

（４）再編計画図

下水道など農業集落排水施設以外の処理施設も含めた污水处理施設の再編計画図を添付する。

3. 資源循環促進計画について

施設再編に伴う汚泥の再生利用方法の変更点、水利用の変化等の影響等について記載する。

4. 維持管理計画

再編後の農業集落排水施設の維持管理や運営の基本的な考え方等を記載する。

記載例

(1) 日常の管理等

施設の集約化に伴い、利用料金については、平成〇〇年度を目処に市内で統一化する予定。また、施設統合を機に、包括的民間委託や公営企業会計の適用について検討していく予定。

(2) 災害時等への対応

施設統合により、広域化したA地区では、災害発生時に処理場、中継ポンプ、緊急輸送道のマンホール等を優先的に確認する施設と〇〇市の地域防災計画に位置づける予定。

事 務 連 絡
平成28年 3 月 15 日

各 地 方 農 政 局 農 村 振 興 部 地 域 整 備 課 長
沖 縄 総 合 事 務 局 農 林 水 産 部 土 地 改 良 課 長
北 海 道 農 政 部 農 村 振 興 局 農 村 整 備 課 長

} 殿

農 村 振 興 局 整 備 部 地 域 整 備 課
農 村 資 源 循 環 班 課 長 補 佐

長期利用財産処分報告書の記載事例の通知について

地方分権改革に関する地方からの提案を受け、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）」において「農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必要最小限のものとなるよう、「長期利用財産処分報告書」の記載事例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。」とされたところである。

今般、下記のとおり農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の長期利用財産処分報告書の記載事例を取りまとめたことから、貴職から管内地方公共団体に対して通知されるようお願いする。

なお、財産処分の手続は、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について（平成20年 4 月 17 日 付 け 20 経 第 112 号 大 臣 官 房 長 通 知）」の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承認に関し、手続等のより一層の弾力化及び明確化を図るために定めた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年 5 月 23 日 20 経 第 385 号）」に基づき実施しているところであり、本通知に沿って適切な運用を図られたい。

記

○長期利用財産報告書の記載事例

長期利用財産処分報告書（記載事例）

番 年 月 日
号

殿

都道府県知事等 氏 名 [印]

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第1項の規定により、報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

当財産は、平成〇年農業集落排水事業により〇〇市〇〇地区に整備した農業集落排水施設であり、これまで農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善等に寄与してきたところである。

しかしながら、供用開始後、〇〇年が経過し処理施設（機械電気施設）等が老朽化しているため、今後も汚水処理機能を維持するには、大規模な更新整備が必要となっているほか、近年の人口減少等により、平成〇〇年度において計画人口〇〇〇〇〇人に対し接続人口が〇〇〇人に留まるなど、施設の適切な維持管理が困難となってきた。

一方、公共下水道（〇〇処理区）は、昭和〇〇年に事業着手して以来、「〇〇市総合計画」に基づいて区域の拡大がなされており、〇〇地区の処理場から約〇kmの位置まで汚水幹線管路が整備されている状況にある。

また、公共下水道においても少子化や景気の低迷から処理区域内の人口が減少しており、既設管路や処理場の能力において整備計画時には想定されなかった余裕が生じている現状にある。

このような地域における近年の社会経済情勢の変化に対応するため、〇〇市では〇〇地区の処理場について単独で更新する場合と公共下水道と統合する場合で長期的に発生する費用等を経済比較した結果、農業集落排水〇〇地区を公共下水道〇〇地区に接続し、汚水処理機能を維持しつつ、維持管理費を含めライフサイクルコストの最小化を図るとともに、下水道接続に利用した管路以外の補助対象財産である処理場を〇〇として活用することで地域活性化を図るものである。（経済比較の結果は、別添4のとおり）

（記載のポイント）

上記、下線部のように

- ・対象となる財産が記載されている。
- ・経過年数や施設の状況が記載されている。
- ・社会経済情勢の変化について具体的な記載がある。
（人口減少、老朽化等に対応するため行われる下水道接続によるライフサイクルコストの最小化）
- ・既存ストックを効率的に活用した地域活性化に資する具体的な記載がある。
（処理場を〇〇として活用。）

なお、当事例では、社会経済情勢の変化および既存ストックを効率的に活用した地域活性化の両方を理由として記載しているが、どちらか一つでも構わない。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

(注)
・今後の利用方法等、具体的に記述すること。

当財産のうち管路部分については、公共下水道〇〇地区の幹線管路に接続して汚水処理のための管路として使用する。（譲渡、収益なし）

（処理場の建屋を防災倉庫、水槽を防火水槽として活用する場合・・・事例①）

当財産のうち汚水処理施設として常時使用しなくなる処理場については、当施設が位置する〇級河川〇〇川流域の標高が低いため、地域の住民等から湛水被害をはじめとする自然災害に備えた、水防・防災倉庫の充実が求められていることなどから、別添5のとおり、建屋を土嚢等の水防資材の備蓄倉庫として活用するとともに、水槽を防火水槽として活用する。

なお、上記の内容については、下水道接続に合わせて〇〇市の地域防災計画を見直し反映させることとしている。（目的外使用、収益なし）

（処理場を地域の記念館として活用する場合・・・事例②）

当財産のうち汚水処理施設として使用しなくなる処理場については、当施設が日常の維持管理作業や清掃作業を通じて、汚水処理の必要性や汚泥の循環利用等、地域の環境意識の向上に寄与してきたことを踏まえ、別添5のとおり、これまでの地域の汚水処理等の歴史を継承する施設として、環境学習に必要な教材や地元史などの図書を設置し環境学習等を実践できる記念館として活用する。

記念館は、〇〇市と地元自治会に管理させるものとするが、入場料は設定しないこととする。（目的外使用、収益なし）

※）人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した長期利用財産の処分において、処理施設を撤去（取り壊し）するに当たり、補助事業により（国の補助金をもって）用地を取得している場合は、「跡地の利用方法を記載」または「利用方法がわかる資料を添付」してください。

（記載のポイント）

上記、下線部にあるように

- ・利用する施設とその用途（目的）が記載されている。
- ・利用に当たって財産処分の種類（譲渡、目的外使用）、収益の有無が記載されている。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

財産の名称：〇〇地区農業集落排水施設

補助事業名：農業集落排水事業

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

形式・数量：処理場（鉄筋コンクリート造）jarus〇型 敷地面積 $A=〇〇〇\text{m}^2$
管路（ $V \phi 〇〇〇\sim 〇〇〇$ ） $L=〇. 〇\text{km}$ ポンプ〇箇所

(2) 事業費、補助金額、補助率

事業費：〇〇〇, 〇〇〇千円

補助金額：〇〇〇, 〇〇〇千円

補助率：50%

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

別添3 財産管理台帳のとおり

(4) 現況図面又は写真（添付）

別添 1, 2 の通り

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

平成〇〇年〇月〇〇日

5 その他参考資料

- （注 1） 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記 2 の (1) から (4) までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
- （注 2） 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
- （注 3） 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

添付資料

別添 1 現況図面
別添 2 写真
別添 3 財産管理台帳
別添 4 下水道接続説明資料
別添 5 〇〇施設の後利用計画

参考（関係する項目）

2 - (4)
2 - (4)
2 - (1)、(3)
1 (1)、5 (注 3)
1 (2)

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近 3 年間の利用状況

補助対象財産の名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況		
		平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
汚水処理施設 (〇〇処理場)	し尿及び 雑排水処理 〇, 〇〇〇人 〇〇〇m ³ /日	区域内 〇〇〇人 水洗化 〇〇〇人 水洗化率 〇〇. 〇% 汚水量 〇〇〇m ³ /日	区域内 〇〇〇人 水洗化 〇〇〇人 水洗化率 〇〇. 〇% 汚水量 〇〇〇m ³ /日	区域内 〇〇〇人 水洗化 〇〇〇人 水洗化率 〇〇. 〇% 汚水量 〇〇〇m ³ /日

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

特になし。

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考
〇〇処理場	〇〇市〇〇番地〇号	平成〇年〇月〇日	所得年月日は供用開始年月日を表す

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

（ア）過去 5 年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考
該当なし			

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

（イ）農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考
該当なし			

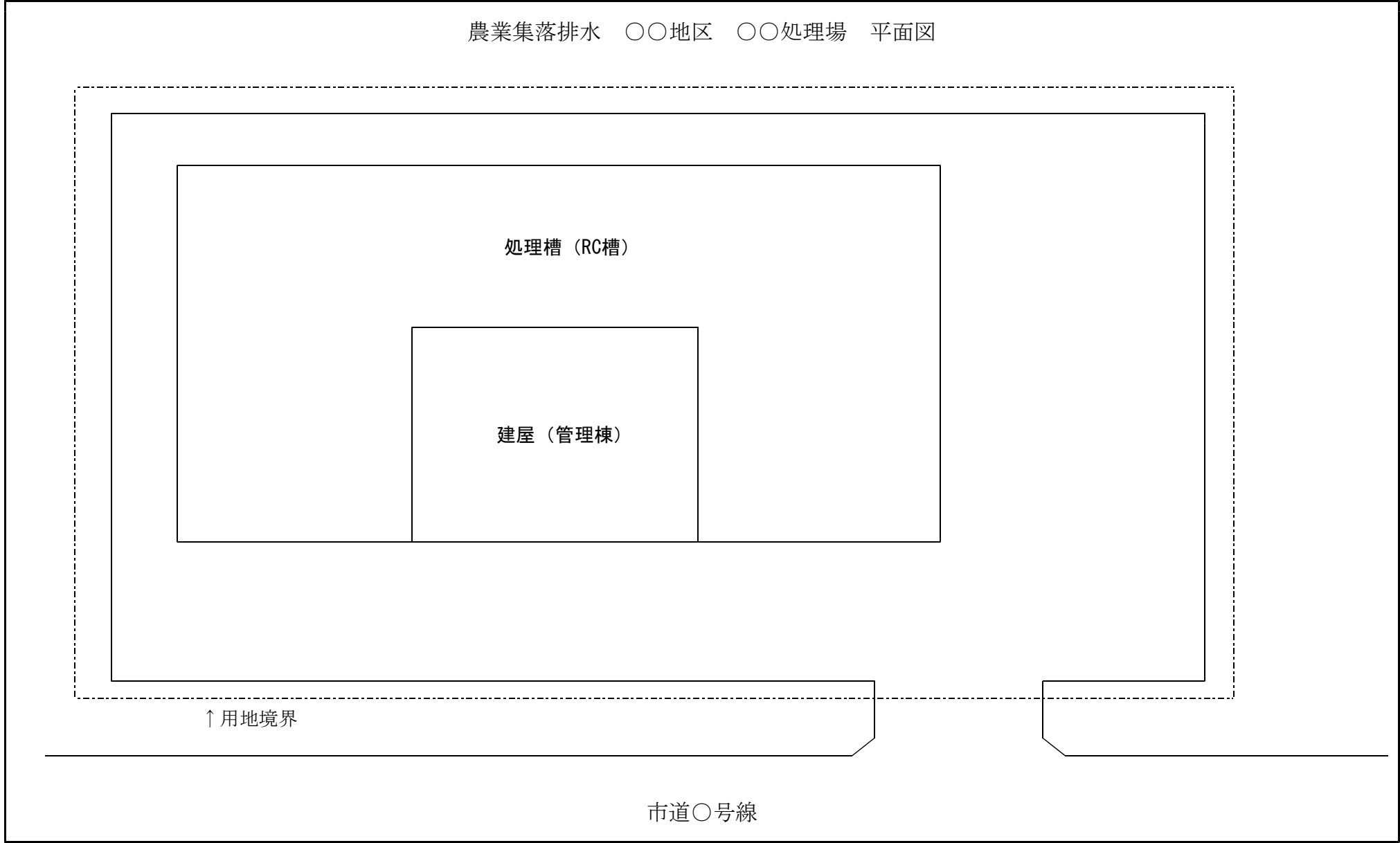
農業集落排水　〇〇地区　概要図

位置図

S = 1 :

凡　　例		
集　　落　　圏		
事　業　計　画　区　域		
施 設 計 画	処　理　施　設	
	管　路　施　設	
	ポンプ施設	

農業集落排水 ○○地区 ○○処理場 平面図



※) 上記はイメージであり、既存の平面図等に用地境界を入れたものでもかまいません。

処分財産の写真

処理場全景

処理場全景

建屋全景

建屋内
(管理室)

電気設備
(操作盤)

機械設備
(フロアポンプ等)

別紙第〇〇

財産管理台帳(令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇の財産)

事業名	地区名	事業実施 主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収または 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐用年数	処分制限 年 月 日	処分の 種類	処分 年月日	補助金 返還額	
農業集落排水事業	〇〇地区	〇〇市	処理水槽	鉄筋コンクリート造	一式	円	円 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	40年	H〇〇,〇,〇〇			円	〇年経過
			建屋	鉄筋コンクリート造	1棟		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	50年	H〇〇,〇,〇〇				〇年経過
			機械設備		一式		〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	17年	H〇〇,〇,〇〇				〇年経過 撤去
			電気設備		一式		〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	17年	H〇〇,〇,〇〇				〇年経過 一部撤去
			管路施設	硬質塩化ビニル管 φ150mm～300m	L=〇〇、〇〇〇m		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	50年	H〇〇,〇,〇〇				〇年経過
			土地		〇、〇〇〇m ²		〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	永年	H〇〇,〇,〇〇				〇年経過
			計				〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇							国費率50%

- (注) 1 既存の財産管理台帳の備考欄に経過年数や国費率を追記してください。
- 2 また、撤去する施設については備考欄に記載してください。
- 3 検収または取得年月日の欄への記入内容は、完成年度で記載すること。
- 4 類似の台帳がある場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

下水道接続説明資料

1. 下水道施設及び接続工事の概要

農業集落排水を接続する下水道施設及び接続工事の概要は下記の通りである。

(施設概要)

事業名：〇〇市公共下水道

処理区名：〇〇処理区外〇地区

処理場の名称：〇〇〇浄化センター

処理場所在地：〇〇市〇〇番地〇ー〇

供用開始：昭和〇〇年〇月

計画処理面積：〇, 〇〇〇 ha

処理能力：〇〇〇, 〇〇〇 m³/日

処理実績：日平均 〇〇〇, 〇〇〇 m³/日

(平成〇〇年度) 日最大 〇〇〇, 〇〇〇 m³/日

(工事内容)

マンホールポンプ：1カ所

接続管路：硬質塩化ビニル管φ 350 L = 〇. 〇 km

2. 経済性の比較

下記の通り、現況の農農業集落排水施設を改築し継続利用するより、公共下水道に接続することで〇, 〇〇〇千円/年の節減が可能で有り経済的である。

1. 現況施設を継続利用する場合

項目	費用(千円/年)	備考
①処理場改築費	〇〇〇	建設費〇, 〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
②維持管理費	〇〇, 〇〇〇	平成〇〇年度実績
③年間費用(①+②)	〇〇, 〇〇〇	・・・×

2. 下水道接続した場合の費用

項目	費用(千円/年)	備考
④マンホールポンプ設置費	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
⑤ " 維持管理費	〇〇〇	電気料金
⑥接続管路建設費	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇m×〇〇〇千円/m÷耐用年数〇〇年
⑦ " 維持管理費	〇〇〇	建設費〇, 〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
⑧処理場維持管理費	〇, 〇〇〇	取扱量の増加に伴う費用
⑨年間費用(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	〇〇, 〇〇〇	・・・〇

削減額 現況施設を継続利用する場合(③) - 下水道接続した場合の費用(⑨) = 〇〇, 〇〇〇 (千円/年)

3. 下水道接続計画図

以下の内容を図面に表記したもの

- ・ 下水道処理施設（処理場、幹線管路）の位置
- ・ 農業集落排水施設の位置
- ・ 接続管路の位置、延長
- ・ マンホールポンプの位置

注）下水道部局等との協議資料において、上記の内容がわかる図面があれば、置き換えてもらって構いません。

4. 下水道部局との調整状況

1) 下水道部局との調整経緯

平成〇〇年〇月〇日	〇〇市下水道担当部局と農業集落排水担当部局で接続協議 接続することについて了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	〇〇県下水道担当部局と〇〇市で接続協議 許可変更を条件として接続について了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	〇〇県農業集落排水担当部局と〇〇市で接続協議 接続することについて了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	〇〇県下水道担当部局と農業集落排水事業担当部局で接続協議 接続することを承認

2) 今後の調整スケジュール（予定）

平成〇〇年〇月 農林水産大臣による長期利用財産処分報告書の受理

平成〇〇年〇月 下水道法第4条の事業計画区域を変更

平成〇〇年～〇〇年 接続工事を実施

平成〇〇年〇月 供用開始

3) 接続に関する下水道部局の見解

〇〇市公共下水道の〇〇浄化センターおよび既設幹線管路には処理能力に余裕があり、農業集落排水〇〇地区を接続しても問題が無く、下水道接続による污水处理施設の集約は維持管理の効率化等、地域の活性化に寄与することから、これを承認する。

注) 上記内容は、イメージであり、類似資料（下水道部局との協議資料等）がある場合は、それらを代用されても構いません。

処理場の利用計画（事例①）

1. 利用計画の概要

〇〇市は、平成〇〇年の台風〇〇号によって、〇〇川が氾濫し家屋が浸水するなど多大な被害が発生しました。

これを受け〇〇市では、「〇〇市防災地域防災計画」を策定するなど災害に強いまちづくりの実現に向けた取組を進めているところです。

このような中、地域住民から〇級河川〇〇川の氾濫等に対応した水防倉庫の充実を図ることが求められています。

現在、〇〇川には〇〇水防倉庫（市有）と〇〇水防倉庫（県有）の2カ所の水防倉庫がありますが、資材の保管・集積には不十分であることから、下水道接続により使用しなくなる農業集落排水事業〇〇地区の〇〇処理場（建屋）を〇〇市の水防・防災資材の倉庫として有効活用します。

また、処理場の水槽についても、その容量を活用し、〇〇市における火災時の防火水槽として活用することで防災体制の強化を図ることとしています。

なお、上記の内容については、下水道接続に合わせて〇〇市の地域防災計画を見直し反映させることとしております。

〇〇処理場利用計画

対 象	利用方法等
処理槽（水槽）	火災時の防火水槽として活用
建屋	土嚢等を備蓄する水防・防災倉庫として利用
機械設備	撤 去
電気設備	照明や電源設備等以外（操作盤等）は撤去

2. 施設の利用開始時期

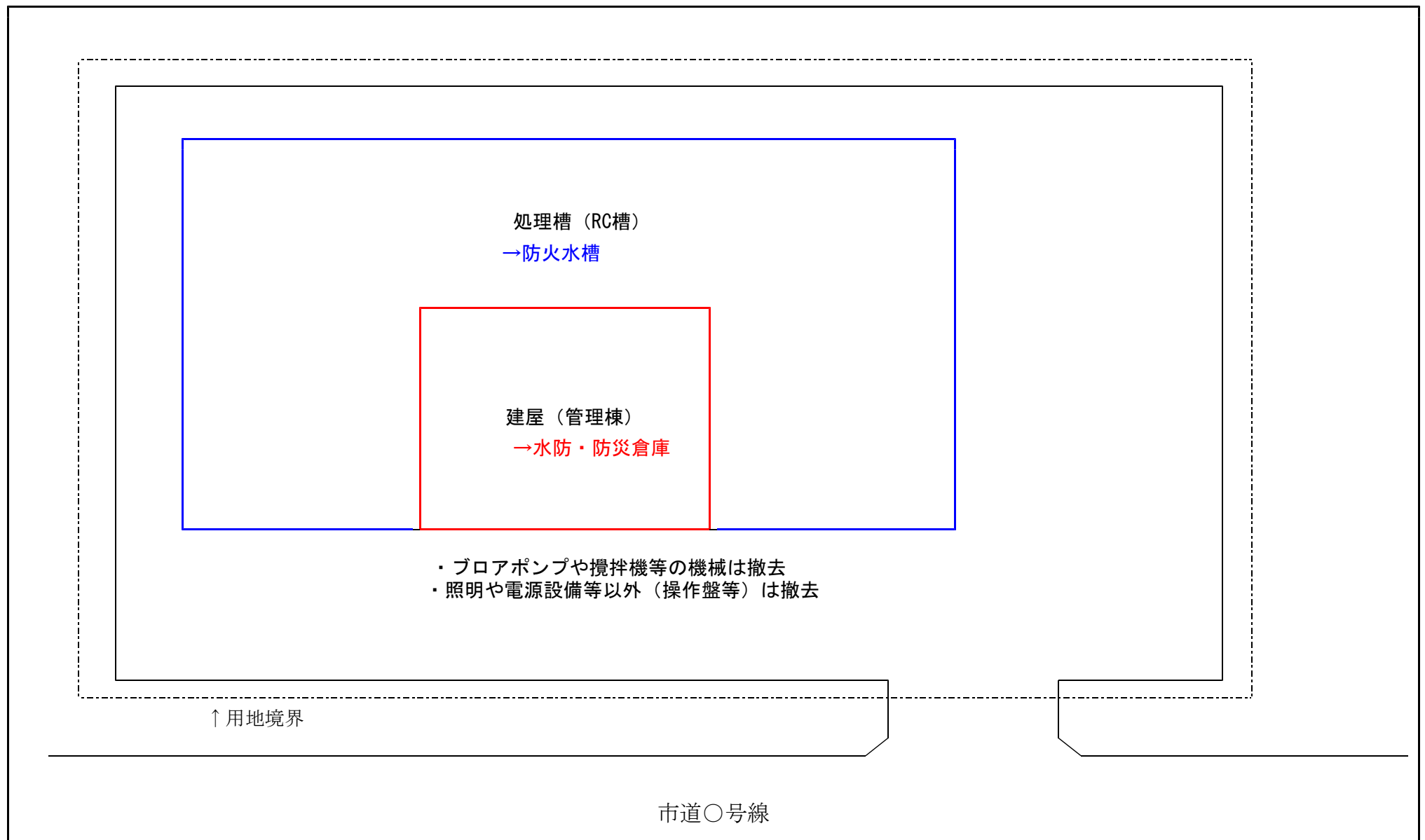
平成〇〇年〇〇月より利用予定。

（記載のポイント）

上記の様に

- ・ 利用する施設と利用しない施設（撤去する施設）が区分されている。
- ・ 利用の用途（目的）、理由が記載されている。
- ・ 利用開始時期が記載されている。

3. 利用計画図



※) 上記はイメージであり、既存の平面図や構造図に利用する範囲を着色し、利用方法を記載してください。

処理場の利用計画（事例②）

1. 利用計画の概要

昭和〇〇年に農業集落排水事業〇〇地区で整備された農業集落排水施設は、〇〇市でもいち早く汚水処理を行った施設であり、施設共用後も地域住民が処理場の日常管理としてし渣の除去や施設の清掃、配管の定期清掃を長年にわたって実施するなど、大切に利用するとともに、集落排水施設から発生した汚泥の農地還元にも積極的に取り組んで来ました。

このような農業集落排水との関わりを通して育まれた水質をはじめとした環境への思いやりを今後も地域住民が共有するとともに、次の世代に引き継いでいくため、当該施設をこれまでの地域の汚水処理等の歴史を継承する施設として、環境学習に必要な教材や地元史などの図書を設置し環境学習等を実践できる記念館として活用します。

なお、当該施設の使用料は無償とし、地元自治会により管理させることとしております。

〇〇処理場利用計画

対 象	利用方法等
処理槽（水槽）	記念館（見学施設）として活用
建屋	記念館（図書室、資料展示の環境学習場）として活用
機械設備	記念館（見学施設）として活用
電気設備	記念館（見学施設）として活用

2. 施設の利用開始時期

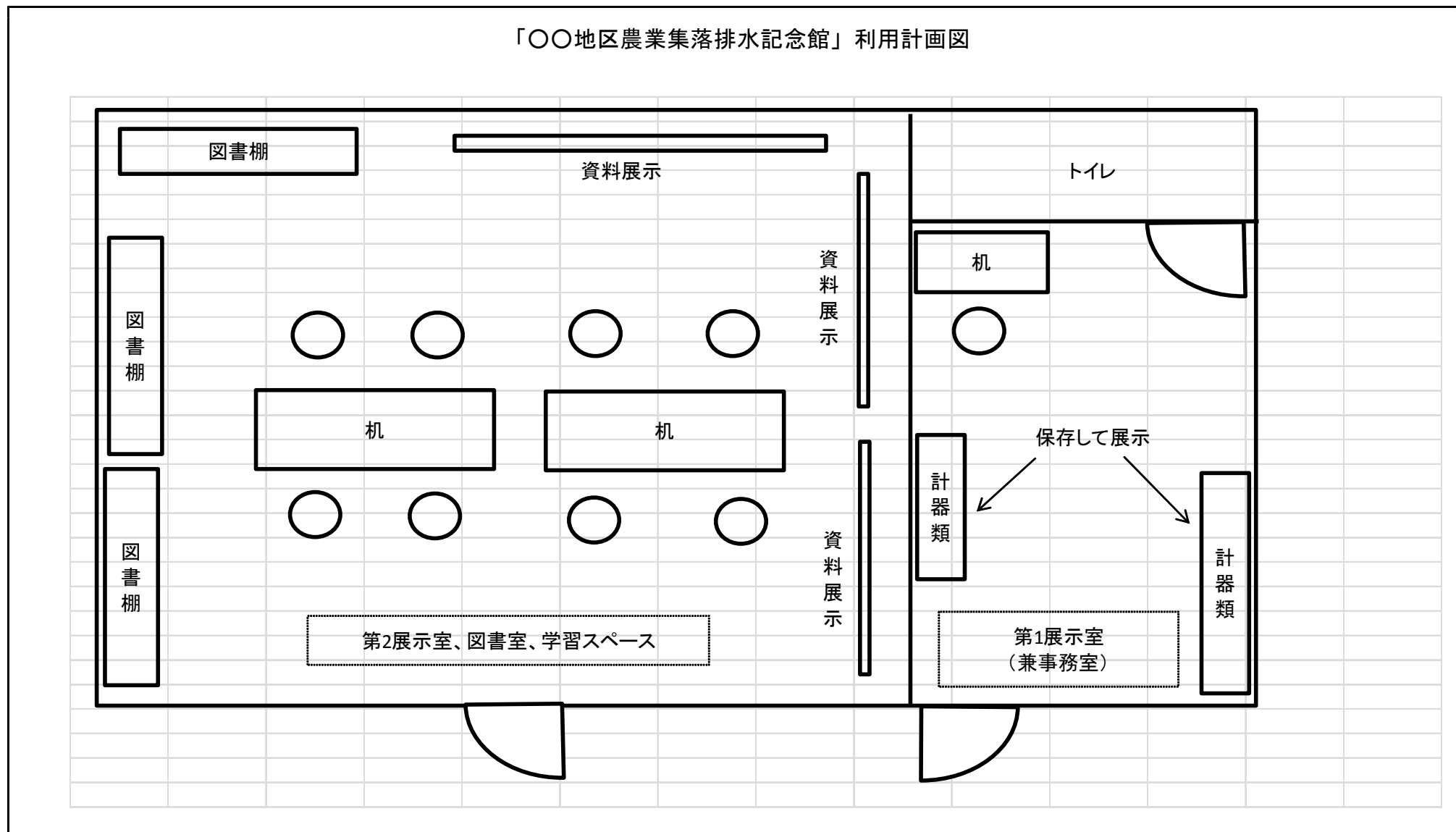
平成〇〇年〇〇月より利用予定。

（記載のポイント）

上記の様に

- ・利用する施設と利用しない施設（撤去する施設）が区分されている。
- ・利用の用途（目的）、理由が記載されている。
- ・利用開始時期が記載されている。

3. 利用計画図



※) 上記はイメージで有り、活用方法がわかるものであれば構いません。

〇〇地区農業集落排水記念館管理規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、〇〇地区農業集落排水記念館（以下「記念館」という。）の管理及び運営を適切に行うために定める。

（記念館の位置付け）

第2条 記念館は、□□町及び△△町（以下「両町」という。）の環境保全に大きく寄与してきた集落排水事業の歴史を今後に伝えることを目的として設置されたものであり、目的達成のため有効な利用と適切な管理に努めるものとする。

（維持管理）

第3条 記念館は、両町自治会が共同して管理し、管理責任者は、□□町自治会長とする。

2. 両町自治会は、記念館の定期的な清掃等維持管理に努めるものとする。

（使用の手続）

第4条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ管理責任者の承認を得るものとする。

（使用時間及び閉館日）

第5条 使用時間は、原則として午前8時から午後5時までの時間内とする。ただし、管理責任者が認めた場合は、その限りでない。

（使用料）

第6条 使用料は、無料とする。

（使用上の注意）

第7条 記念館の利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）使用に当たっては、建物、設備、備品類の破損、紛失等の無いよう注意すること。
- （2）使用後は、清掃及び整理・整頓に努めること。
- （3）水道、電気等の閉栓及び戸締まりを確保の上、鍵を管理責任者に返却すること。
- （4）発生したゴミは、全て持ち帰ること。

（その他）

第8条 この規約に定めのない事項が発生した場合は、両町自治会長が協議して対応する。

附則

- 1 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

農業集落排水施設の統合事例

例①: 秋田県由利本荘市

- 由利本荘市では、今後の人口減少や汚水処理施設の利用状況等を踏まえ、集落排水施設同士の統合を実施。

(参考) 処理場の個別更新費用と統合後の更新費用の比較

【個別更新費用】 350百万円

【統合後の更新費用】 265百万円



農業集落排水施設の統合事例

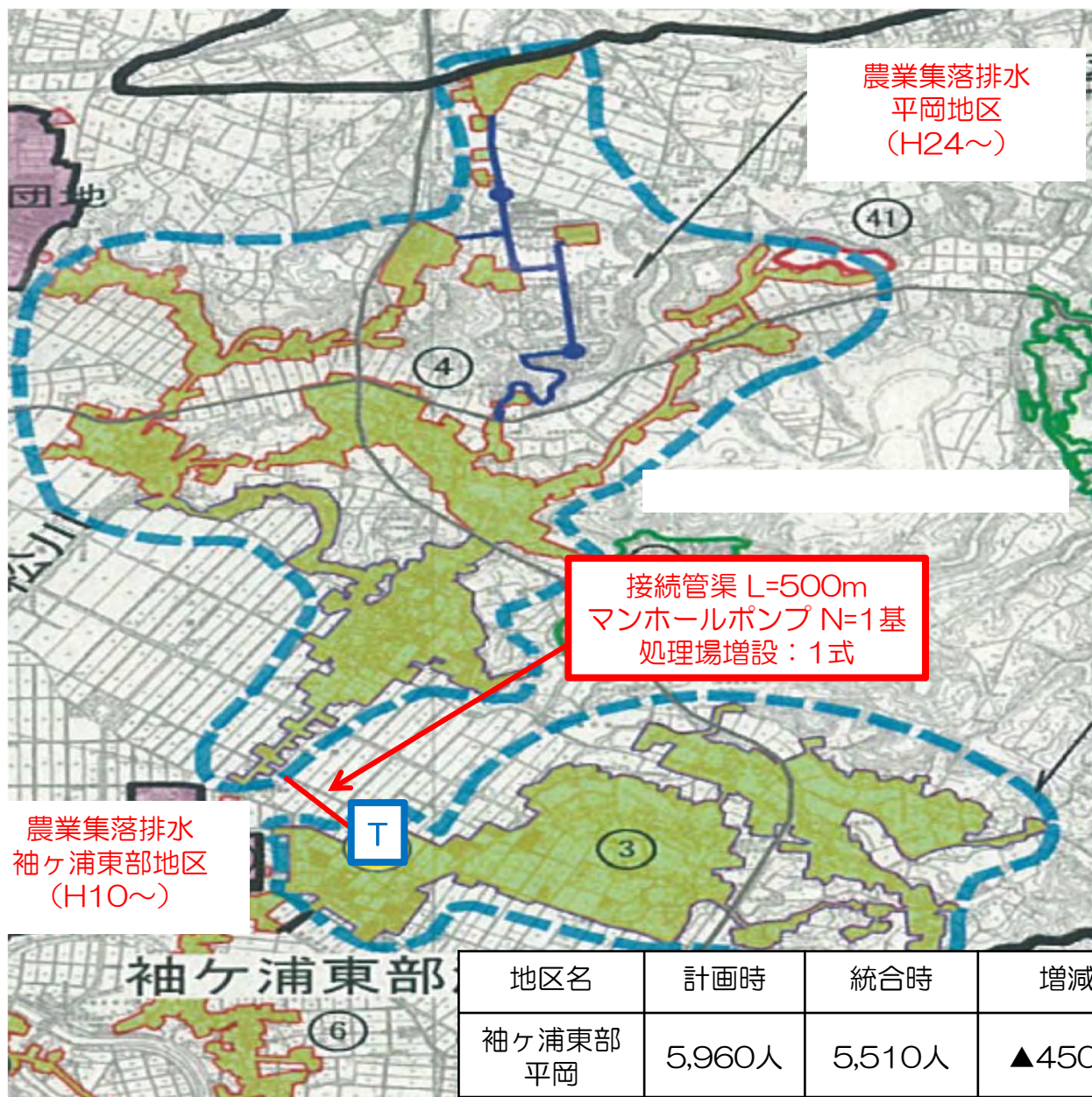
例②: 千葉県袖ヶ浦市

- 袖ヶ浦市では、人口減少を踏まえ集落排水施設の施設計画を見直し、新規の処理場建設を取りやめ、集落排水の系統を既存の処理区と統合。

(参考) 処理場の新設費用と統合後の更新費用の比較

【集落排水処理場の新設費用】 836百万円

【集落排水処理区の統合費用】 815百万円



農業集落排水施設の統合事例

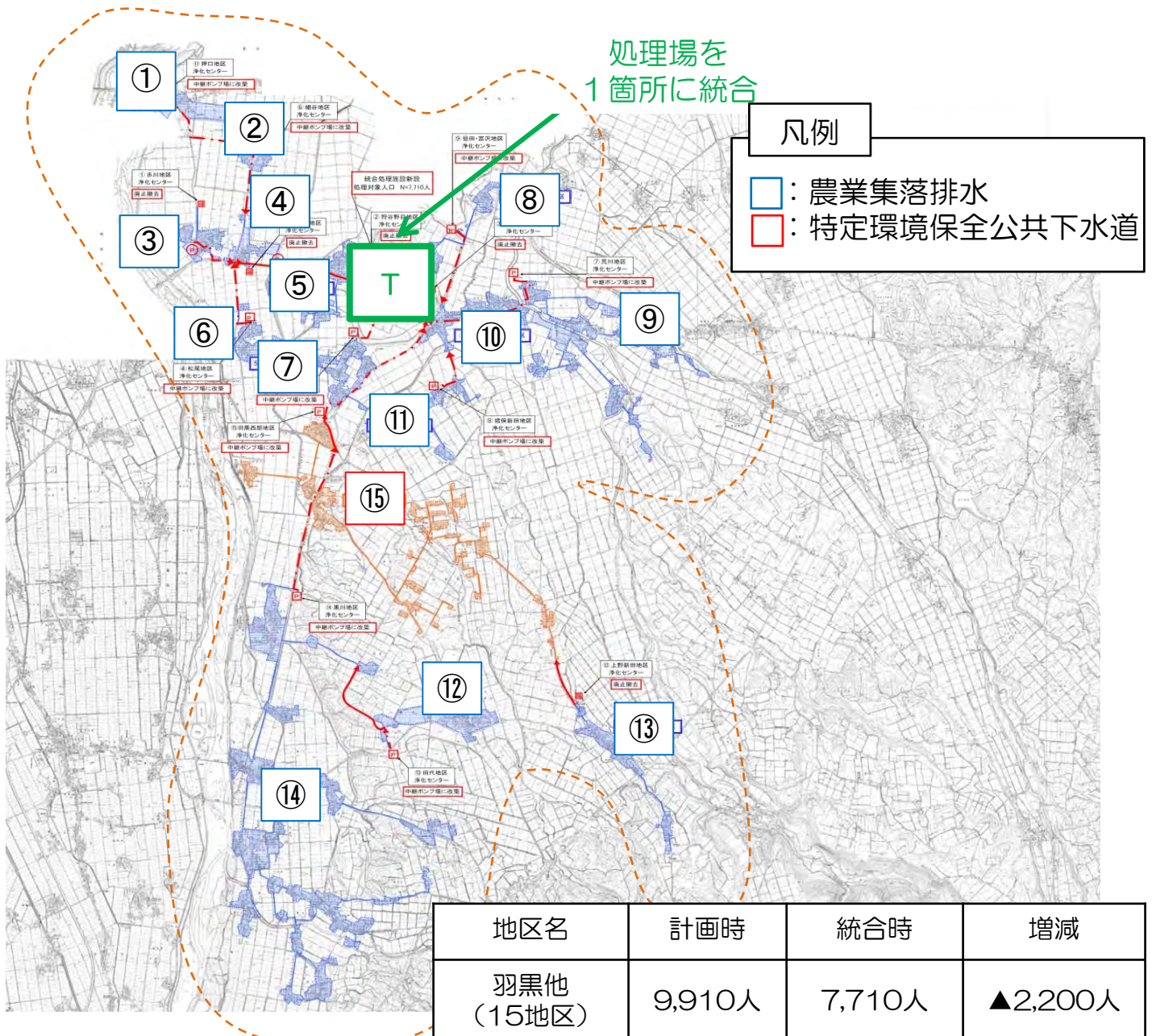
例③：山形県鶴岡市

- 鶴岡市では、今後の人口減少や汚水処理施設の利用状況等を踏まえ、集落排水施設14施設と下水道1施設の統合を実施。

(参考) 処理場の個別更新費用と統合後の更新費用の比較

【個別更新費用】 5,371百万円

【統合後の更新費用】 2,744百万円



流域下水道への接続事例

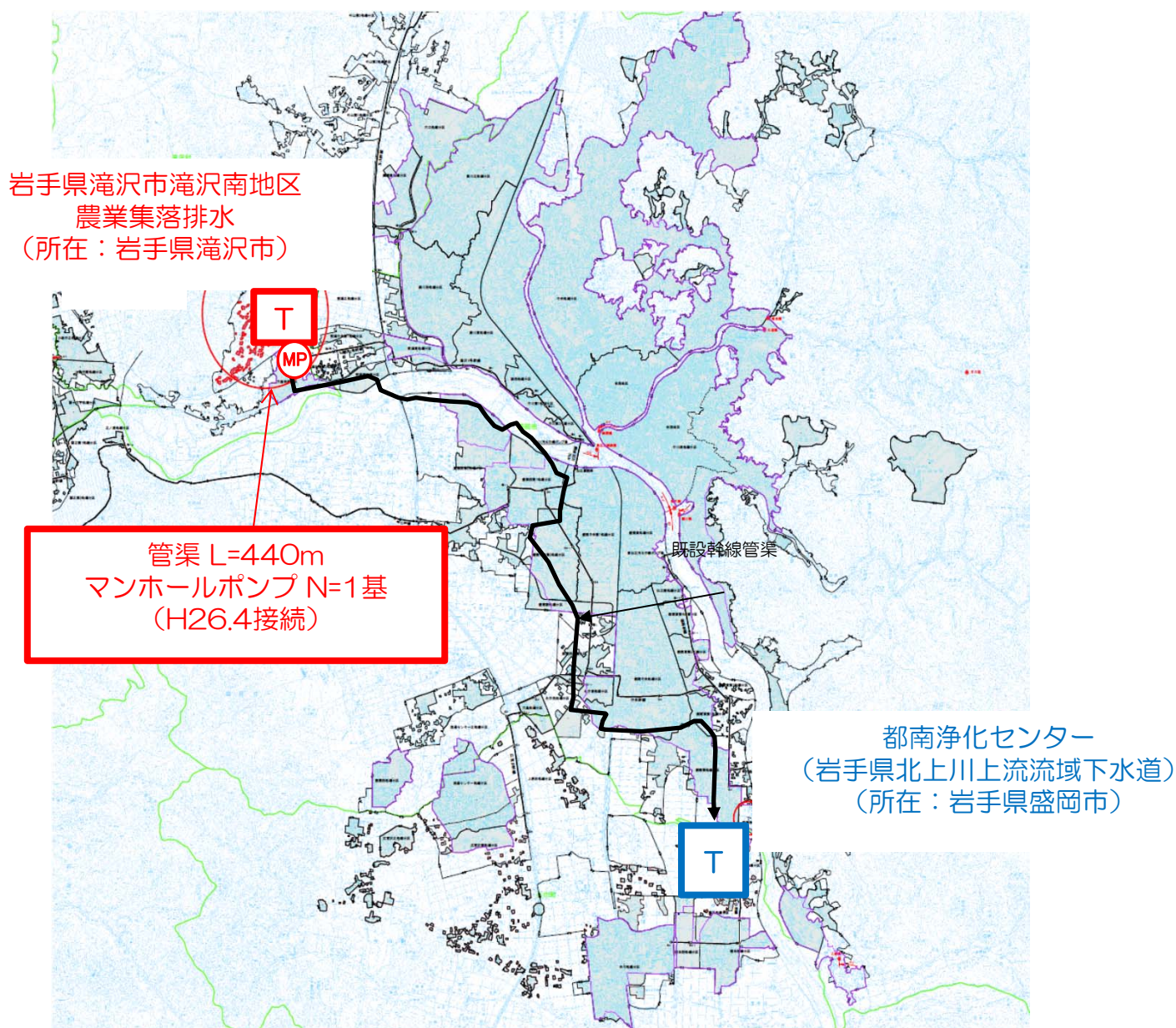
例①: 岩手県滝沢市

- 滝沢市では、今後の人口減少や汚水処理施設の利用状況等を踏まえ、集落排水の系統を盛岡市に処理場のある流域下水道に接続することで集落排水系統で有していた処理場を廃止。

(参考) 処理場の更新費用と下水道への接続費用の比較

【集落排水処理場の更新費用】 62百万円

【公共下水道への接続費用】 38百万円



岩手県滝沢市の事例

1. 下水道へ接続の経緯

- ・農業集落排水「滝沢南地区」は、盛岡市に隣接する農村集落であり、当該地区だけでなく隣接する市からも汚濁水に関する苦情が出るなど、早急な整備が必要であったことから、平成2年度より整備を実施、平成5年度から供用開始されている。
- ・なお、北上川上流流域における盛岡市、滝沢村、矢巾町、雫石町、都南村を計画処理区とした北上川上流流域下水道「都南処理区」は、昭和55年度に処理施設の一部（1／8系列）が完成し、処理能力40,000m³／日最大の施設として供用を開始し、徐々に拡張整備され、現在は184,300m³／日最大の処理能力となっている。

このような状況を踏まえ、滝沢市では

- ①「滝沢南地区」が、供用開始後20年を経過し、機械電気設備を中心に老朽化が進行するとともに、人口減少により維持管理が困難な状況にあること
 - ②都南処理場は、処理能力184,300m³／日最大で整備された施設であるが、平成26年の段階で利用状況が172,000m³／日最大に留まっており、「滝沢南地区」の処理量409m³／日最大を受け入れても増設の必要が無い状況であったこと
- などから、平成26年に経済比較の結果、下水道へ接続することとした。

2. 経済比較の結果

	費用(千円)	備考
既存施設を更新する場合	61,801	処理場
下水道へ接続する場合	37,970 (139,087)	接続管路+ポンプ ()増設が必要な場合

(維持管理費)

	費用(千円／年)	備考
既存施設を更新する場合	7,155	
下水道へ接続する場合	3,449	下水道処理費用の増加分等

流域下水道への接続事例

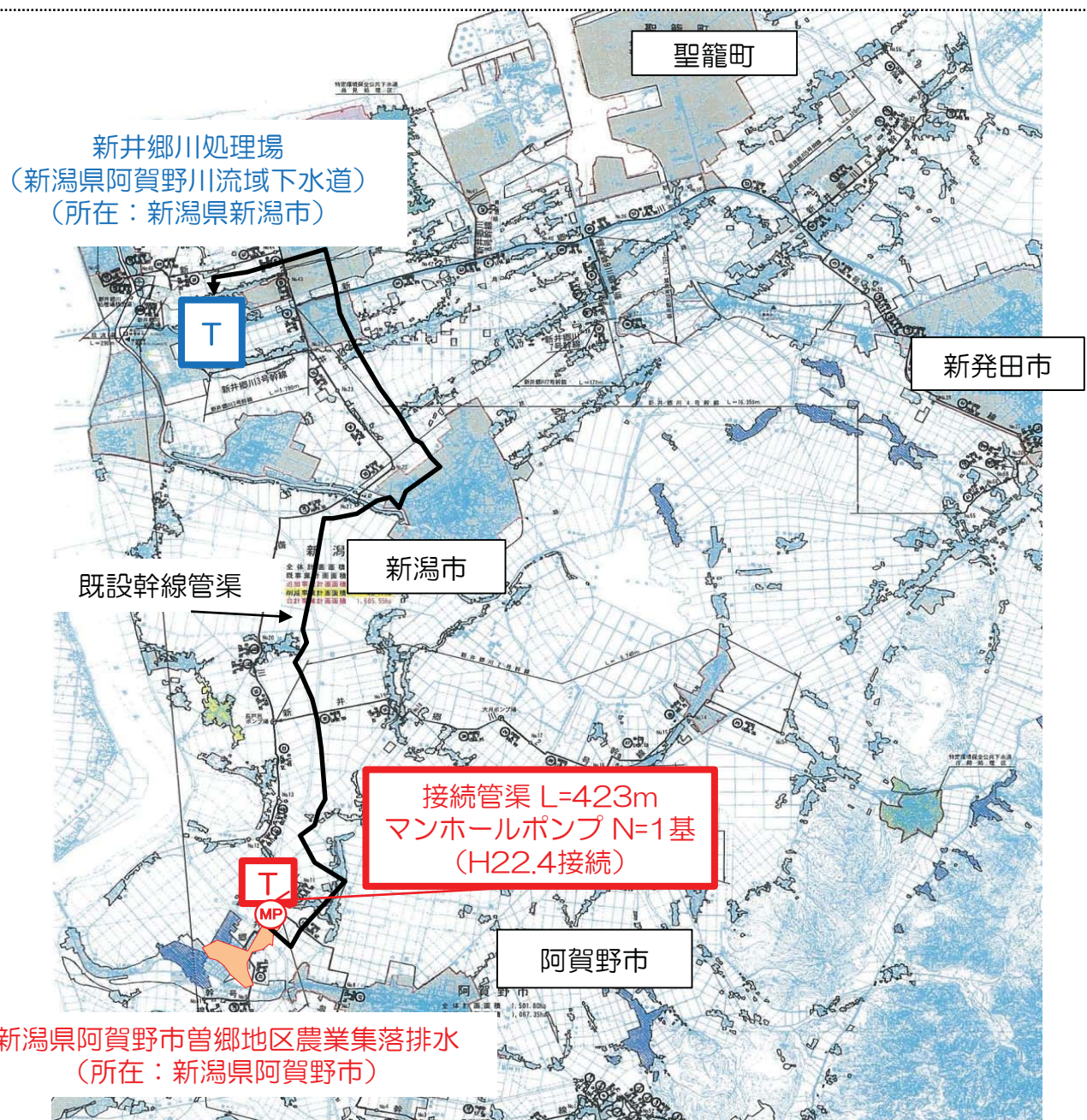
例②:新潟県阿賀野市

- 阿賀野市では、集落排水施設の老朽化や市街地区域の拡大を踏まえ、集落排水の系統を新潟市に処理場のある流域下水道に接続することで集落排水系統で有していた処理場を廃止。

(参考) 処理場の更新費用と下水道への接続費用の比較

【集落排水処理場の更新費用】 305百万円

【公共下水道への接続費用】 37百万円



新潟県阿賀野市の事例

1. 下水道へ接続の経緯

- ・農業集落排水「曽郷地区」は、旧京ヶ瀬村における唯一の集合処理形式の汚水処理施設として昭和56年に供用開始された。（その後、平成16年に京ヶ瀬村、安田町、水原町、笹神村が合併され阿賀野市が誕生）
- ・その後、新井郷川流域における新潟市北区（新潟市、旧豊栄市）、新発田市（新発田市、旧豊浦町、旧紫雲寺町）、阿賀野市（旧水原町、旧京ヶ瀬村、旧笹神村、旧安田町）及び聖籠町を計画処理区とした阿賀野川流域下水道「新井郷川処理区」が平成10年度より供用開始されるとともに、下水道管渠についても整備が進められた。
- ・このような状況を踏まえ、阿賀野市では
 - ①「曽郷地区」が供用開始後28年を経過し、機械電気設備を中心に老朽化が進行するなど更新に必要性が生じていたこと
 - ②「曽郷地区」周辺まで下水道管渠の整備が進んだことで、接続管路が423mと短い距離で済む状況になったこと
 - ③新井郷川処理場は、処理能力33,000m³で整備された施設であるが、平成20年の段階で利用状況が26,859m³に留まっており、「曽郷地区」の処理量805m³を受け入れても増設の必要が無い状況であったこと
 などから、平成21年に経済比較の結果下水道へ接続することとした。

2. 経済比較の結果

（建設費）

	費用(千円)	備考
既存施設を更新する場合	305,110	処理場の更新費用
下水道へ接続する場合	36,825 (205,182)	接続管路+ポンプ ()増設が必要な場合

（維持管理費）

	費用(千円/年)	備考
既存施設を更新する場合	10,362	
公共下水道へ接続する場合	997	下水道処理費用の増加分等